「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案に対するパブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方

対応区分	① 反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
	② 反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
	③ 参考にする	最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
	④ 反映または参考にさせていただくことが難しい	
		県教育委員会(県）の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
		事業主体が県教育委員会（県）以外のもの。
		法令などで規定されており、県として実施できないもの
	⑤ その他（①～④に該当しないもの）	

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
1	0	全般	—	取組内容に対する目標指標や、設定した目標値が不適切なものが多い。例えば、各学校が子どもや地域の実態に応じて学校・家庭・地域が連携しながら独自のとりくみを工夫・改善していかなければならないものを、県下一律100%実施させる必要はない。とりくみを支援・推進するために三重県が講じる施策に対する数値目標をもっと示すべき。	3	③	次期教育ビジョンは、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容および目標を示す計画ですので、三重県全体としての取組や目標を示していますが、各学校においては、地域の実態に応じて、独自の取組や目標を設定していただく場合もあると考えます。 なお、数値目標については、学校や県教育委員会等の活動内容（活動量）をあらわすものを「活動指標」として示し、その活動の成果を「成果指標」として示しています。
2	0	全般	—	数値目標に、児童生徒へのアンケート結果を反映したものがある。 ビジョンが三重の教育のめざす姿とその実現にむけた「手立て」であるならば、「手立て」、つまり子どもたちの教育を保障するための環境や条件整備の進捗を数値目標とするべきである。 児童生徒の意識の高揚や言動・行動は「手立て」をおこなった「結果」である。「結果」を数値目標において、それを児童生徒に求めるのはおかしいのではないか。	2	④	次期教育ビジョンの数値目標においては、学校や県教育委員会等の活動内容（活動量）をあらわすものを「活動指標」として示し、その活動の成果を「成果指標」として示しています。 「成果指標」では、子どもたちの姿をあらわす指標を設定していますが、これは子どもたちに結果を求めているのではなく、学校・家庭・地域等の大人の取組の結果が子どもたちの姿につながるとの考え方で設定しているものとご理解ください。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
3	0	全般	―	(数値目標) 目標指標や目標値として設定したものが不適切である場合が多いのではないだろうか？各学校が子どもや地域の実態に応じて独自のとりくみを工夫したり実施したりしなければならないことについて、全県下一律実施させる必要はないと考える。 また、重点取組「学力の向上」では学力調査の結果を目標値に設定しているが、平均は平均でしかなく、こうした相対的指標を目標に設定すること自体が、「普通より上であることがよい」という考えを子どもたちに植えつけることになりはしないだろうか？加えて、三重が大切にしている学力とは、「学力調査」でよい結果をだせる学力なのだろうかと勘ぐりたくもなる。 数値目標を設定するのであれば、三重県として、行政として、現場のとりくみを支えることをめざした施策をどう実施できているかということに対して設定しようとしてはいかがか？ 施策「学校施設の充実」の指標「県立学校の身体障害者等対応エレベーター設置率」は、4年間でわずか2.4%の上昇（56.8%から59.2%へ）としているが、こういうところをもっと大きくあげることをめざすことが真に求められていることと考える。	1	④	次期教育ビジョンは、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容および目標を示す計画ですので、三重県全体としての取組や目標を示していますが、各学校においては、地域の実態に応じて、独自の取組や目標を設定していただく場合もあると考えます。 なお、数値目標については、学校や県教育委員会等の活動内容（活動量）をあらわすものを「活動指標」として示し、その活動の成果を「成果指標」として示しています。 全国学力・学習状況調査の結果を指標とすることについて、すべての子どもたちが、自らの夢や希望をかなえ、未来を創り、自分らしく暮らしていけるようにとの視点から学力を捉え、子どもたちの学力が向上することで、「やればできる」という思いとともに、自己肯定感や自尊感情が高まっていくとの考え方のもと、設定しています。
4	0	全般	―	(数値目標) すべての数値目標を否定するわけではないが、どの施策にも数値目標を設定しなければならないのだろうか？目標が前回から微増のものを拝見すると、「苦し紛れな設定」という印象を持つ。また、例えば、施策「健康教育の推進」の数値目標が歯に関することに特化されているなど内容に疑問を持ってしまうような目標もある。設定した数値目標を達成するための「三重県教育ビジョン」になってしまってはいけないと感じる（これを策定するのであれば）ので、何でもかんでも数値目標を掲げるのではなく、施策ごとに関係者を招集して振り返ったり課題を議論したりする会議を開催していくなどしてみてはどうだろうか？「ビジョン」なのだから、大きいものであってほしい。数値目標を達成することをめざしてこぢんまりと活動してしまうようなことにはならないようにしたいと感じる。	1	③	次期教育ビジョンでは、全ての施策および重点取組に数値目標を設定しています。これは、計画をつくっただけに終わらせず、責任を持って実行していくとの決意の表れであるとご理解ください。 なお、計画の的確な進行管理のため、取組内容や数値目標の進捗状況を毎年評価し、改善につなげる取組をおこない、県民の皆さんに報告していきたいと考えています。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
5	0	全般	―	全国学力・学習状況調査を重視するかどうかは別にして、子どもたちの現状や課題を的確に把握することや、「基礎的・基本的な知識・技能」の確実な習得を図るため、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じた指導等を充実させることが必要だと考えます。 個に応じたきめ細かな指導を充実するための少人数教育、また特別な支援を要する児童のニーズに応じた支援（個人、集団の中での取り組み）のためにも、人的整備の推進もお願い致します。	1	②	本県においては、児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな教育を推進し、確かな学力の向上を図るため、小学校1・2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）など少人数学級を順次実施してきました。 さらに、平成24年度から国の加配定数を活用して、小学校2年生の36人以上学級を解消しています。 また、下限25人の設定により少人数学級編制の対象とならない学級や他学年の児童生徒数の多い学級等を対象に、少人数教育のための定数や非常勤講師を配置し、ティーム・ティーチングや習熟度別の授業などきめ細かな指導が行えるよう少人数教育の充実を図っているところです。 厳しい財政状況ではありますが、少人数教育はじめ、特別支援教育、外国人児童生徒への支援など増加しつつある個別課題への的確な対応に向け、現在県内に配置している教員加配の維持・確保に努め、引き続き国に対して教員加配の維持・拡充とともに学級編制標準そのものの引き下げを要望してまいります。
6	0	全般	―	この「三重県教育ビジョン（仮称）」は、県民に浸透していくのでしょうか。また、記載内容に従って、子どもを取り巻く環境等を改善していっているのでしょうか。教員採用試験対策用テキストとしてしか機能しないのではいけないと思います。	1	③	次期教育ビジョンでは、責任を持って取組を推進するとともに、取組の進捗を把握し、改善につなげるため、全ての施策および重点取組に数値目標を設定しています。 また、保護者等に対してビジョンの内容を分かりやすく伝えるリーフレットを作成し、周知してまいります。
7	0	全般	―	この教育ビジョンは、有効活用できるのでしょうか。１０年先を見据えて、とりあえず４年間という期間が設定されていますが、こんなに盛りだくさんでは、実施する以前に周知することも難しいと思います。これを冊子にするだけでも、かなりの予算を要するとは思います。「これだけは」という内容にもう少し精選することはできないでしょうか。	1	③	次期教育ビジョンの内容はできるだけ簡潔に分かりやすいものにするとの方針で策定を進めていますが、教育を取り巻く課題は多岐にわたっており、それらの課題に対応した主な取組と数値目標を掲載するだけでも、多くのページ数になってしまっていることをご理解ください。 なお、次期教育ビジョンの周知については、保護者等に対して、分かりやすく簡易な内容のリーフレットを作成し、配付していきたいと考えています。
8	0	全般	―	高校総体や国体について、平成の年号は、年号が変更となった時、混乱する可能性もあります。例えば、平成30年（2018年）、又は単に2018年とした方が良いのではないでしょうか。	1	①	ご意見をふまえ、原則として元号を用いつつも、必要に応じて元号と西暦を併記することとしました。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
9	1	教育を取り巻く社会情勢の変化	P11	（教育に係る未来年表） 「第63回全国国公立幼稚園・こども園教育研究協議会」が三重県で開催される。全国大会で、1,500人程度の出席がある大きな大会ですので、この部分に載せてほしい。	1	④	行事については、子どもたちが参加するものに限定して記載しており、全国国公立幼稚園・こども園教育研究協議会の記載は見送らせていただきます。
10	2	三重の教育における基本方針	P13,14	((1)「生き抜いていく力」の育成） 「何を学んだのか」だけではなく、「それをどう活かすのか」・・・に関して、「何を学んだのか」以前に「何のために学ぶのか」という学びの必然性が重要であると感じる。 「英会話が出来るようになることが、グローバル社会を生き抜くために大切」と言われても、英語が話せないために不自由することが学校でも日常生活でもなければ、学ぼうとする動機つけにはならない。しかし，外国人観光客が多く訪れる場所では、必要に迫られて英語で接待をするために英語を学ぶことがあると思う。すべての主体的な学びには，「何のために」や「知りたい」「出来るようになりたい」などの思いや願いが根本にあるはずであり、その基礎を育てる時期が乳幼児期であることから、幼児期からの長期的な見通しをもった教育プランをたてることが重要である。	1	①	ご意見をふまえ、「『生き抜いていく力』の育成」の説明文の中に、「学ぶ意欲の向上」についての記述を追加しました。 なお、施策「幼児教育の推進」の「めざす姿」の中でも、「学びへの意欲と関心」を幼児期から育むことをめざす旨、記述しています。
11	2	三重の教育における基本方針	P16	((6)社会的要請・課題を踏まえた教育の充実） 産業界の求める人材を育成するといった一方的な印象を受ける。大人社会は、将来、子どもたちが三重で働き，三重で収入を得て生活していけるための産業基盤を作ることが求められる。高学歴の人材が三重県に戻り活躍したいと思える魅力的な産業の育成が学校教育との両輪となる必要がある。	1	②	基本方針「社会的要請・課題を踏まえた教育の充実」の中には、産業界の求める人材を育成するという趣旨とともに、その人材が地域で活躍できる環境づくりを進めるという記述を盛り込んでいます。「人を活かす地域づくり」という言葉はそうした趣旨で用いているキーワードですので、ご確認ください。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
12	基本施策	夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	P21	学力の重要な三要素を「基礎的・基本的な知識・技能の習得」、「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度」ととらえていますが、三要素のバランスに偏重があるように思います。近年、全国学力・学習状況調査など数値のみで子どもの学力を評価する傾向が一層強くなっています。順位や平均点など数値だけで子どもの学力を評価するのではなく、子どもたちの意欲や学びの課程を大切にするような多面的な取り組みが大切であると考えます。 さまざまな生活環境で暮らす子どもが多い中、基礎・基本の定着に必要な家庭学習が十分にできない状況の子どももたくさんいます。「子どもの学力と親の収入には相関関係がある。」と新聞紙上でよく言われています。そのような家庭環境の厳しい子どもたちの学習をサポートするような体制づくりや、子どもをサポートするような居場所づくりにも力を入れていってほしいと考えます。	1	②	次代を担う子どもたちには、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜いていくための力が求められており、教育はこうした要請に応えていく責務があります。このため、「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」を育んでいかなければいけません。全国学力・学習状況調査は、学習指導要領がめざす子どもたちが将来に向けて身につけるべき力を具体的に示すメッセージとなっています。 全国学力・学習状況調査は、子どもたち一人ひとりの課題を把握するとともに授業改善に結びつけることにより、「わかる授業」や「個に応じた指導」につなげるための具体的な指標になり得るものと考えます。また、子どもたちにとっても、学力の向上が「やればできる」という思いとともに、自尊感情の向上につながるものと考えています。なお、教科に関する調査だけでなく、児童生徒質問紙調査および学校質問紙調査の結果とを関連させてみることにより、子どもたちの学力および学習の状況、生活習慣等を客観的・総合的にとらえることが重要であると考えています。 また、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする中学生等に対し、大学生、民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点から学習を支援する地域未来塾の取組を推進していきます。
13	1-(1)	学力の育成	P29,30	（現状と課題①②、主な取組内容） 「主体的に学習に取り組む態度を養う」ことや「学びの質や深まりを重視する」ための主な取組内容が不明確。「アクティブ・ラーニング」は新しい学習、指導方法ではなく、すでに取りいれている学校や教員は少なくない。さらに効果的に、より広く取りいれられるための具体的な手立てを明記すべき。	10	③	子どもたちが、これからの新しい時代を自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくためには、「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」だけでなく、「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（人間性や学びに向かう力等）」を総合的に育んでいくことが必要です。 そのためには、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりが重要であり、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）やその指導方法等の充実が必要です。 「アクティブ・ラーニング」を教育現場に浸透させていくためには、教員一人ひとりが研究し、工夫と実践を重ねていくことが重要です。指導法を一定の型にはめた狭い意味での授業の方法や技術の改善に終始することのないように留意しながら、授業の質の改善が図られるよう取り組んでまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
14	1-(1)	学力の育成	P29	（現状と課題②） アクティブ・ラーニングの手法は、従来から「協働的な学び」として多くの授業で取り入れられてきていたものである。協働的な学びが盛んに行われるようになった背景としてまず挙げられることが多いのは、一斉型授業が成り立たない教室での授業崩壊や荒れを抑止する、という視点だが、このような印象があるため、「教室が落ち着いていて学習環境が整っているのであれば、一斉型授業でよい」という考え方も教育現場には根強く、アクティブ・ラーニングに対して消極的・否定的な意見もまだまだ多い。よって、これまでの協働的な学びとアクティブ・ラーニングの相違点を明らかにし、教育現場に浸透させていくためのもっと具体的な方法を明記されたい。	1	③	子どもたちが、これからの新しい時代を自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくためには、「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」だけでなく、「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（人間性や学びに向かう力等）」を総合的に育んでいくことが必要です。 そのためには、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりが重要であり、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）やその指導方法等の充実が必要です。 「アクティブ・ラーニング」は、従来の授業でも行っている児童生徒が主体的・協働的に取り組むことができる授業の方法でもあります。「アクティブ・ラーニング」を教育現場に浸透させていくためには、教員一人ひとりが研究し、工夫と実践を重ねていくことが重要です。指導法を一定の型にはめた狭い意味での授業の方法や技術の改善に終始することのないように留意しながら、授業の質の改善が図られるよう、取り組んでまいります。
15	1-(1)	学力の育成	P30,31	（主な取組内容①、数値目標） 継続的な学習状況の把握や授業改善、授業研究等に組織的にとりくむことは必要であるが、その手立てとして「学力調査」「スタディ・チェック」「ワークシート」に限定することは、施策としての可能性が狭まってしまわないか。	10	①	全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの３点セットは、学習指導要領がめざす、子どもたちが将来に向けて身につけるべき力を具現化したものです。これらの結果から見える子どもたちの学力や学習の状況をふまえ、３点セットを相互に関連つけながら活用することは、子どもたちの「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」につなげられるものと考えます。さらに、これらを基本として、各市町等教育委員会や各学校が創意工夫し、組織的・継続的な取組を進めていくことが大切です。これらのことから、県内小中学校における共通の取組として３点セットの活用を掲げています。 なお、ご意見をふまえ、「３点セットを活用した」を「３点セット等を活用した」に記述を修正しました。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
16	1-(1)	学力の育成	P30	（主な取組内容①） 学習や指導方法について研修を深めることは、教師にとって当然である。教育委員会としても、是非、有意義な方法で充実を図るようお願いしたい。 さて、今回の中間案では『小中学校において、「全国学力・学習状況調査」、「みえスタディ・チェック」、「ワークシート」の３点セットを活用した・・・』と書かれてあるが、「全国学力・学習状況調査」・「みえスタディ・チェック」の実施内容は、2教科または3教科に過ぎず、学力の１部を測ることしかできていない。他の教科、とりわけ音楽などの技能教科については、時間数が縮減されている現状である。「全国学力・学習状況調査」以外の教科についても、学習・指導方法の充実を図れるビジョンをお願いしたい。	1	③	子どもたちが、「学校に行きたい」、「学校が楽しい」という思いを持つには、「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」が実感できる授業改善が大切であると考えます。全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックは、一部の教科での実施ですが、日常生活やあらゆる学習の基礎となる国語、算数・数学、さらに科学技術の土台となり、国が進める理数教育の観点から理科で行っています。これらの教科の「わかる・できる」という実感が学習意欲を高め、全ての教科において、主体的な学びにつながるものと考えています。 また、今回の全国学力・学習状況調査結果の分析においては、全ての教科における言語活動の充実、主体的な学びを引き出す授業づくりの工夫等を今後一層の充実を図るためのポイントとして掲げているところです。 学力の育成にあたっては、学習指導要領に示されている学力の3要素をふまえ、自立・共生する力の育成が重要と考えています。技能教科の充実はもとより、知・徳・体のバランスがとれた教育内容の充実が大切であるとの認識のもと、他の施策でも取組を推進していきます。 学習や指導方法に関する研修については、全国学力・学習状況調査の実施教科だけでなく、技能教科を含むその他の教科についても充実を図っているところです。県総合教育センターが実施する教科等研修や授業実践研修等において、学習指導要領の内容をふまえた実践的な授業力向上を図る研修を実施するとともに、インターネットを活用した研修「ネットDE研修」においても、教科指導や授業方法に関する講座を多く公開しています。
17	1-(1)	学力の育成	P30	（主な取組内容①） 「全国学力・学習状況調査」「みえスタディ・チェック」「ワークシート」を活用することによって組織的に取り組むことについては、画一的すぎやしないだろうか？眼前の児童生徒の実態をふまえた教員の主体的な創意工夫を基盤にしたとりくみがもっと大切にされるべきなのではないだろうか？	3	①	全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートは、学習指導要領がめざす、子どもたちが将来に向けて身につけるべき力を具現化したものです。 全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックは、児童生徒の学習状況を把握し、児童生徒の実態に即した指導となるよう授業改善のPDCAサイクルを回すためのものであり、ワークシートはその改善を支援するツールとして提供しています。その点からも自校採点をお願いしているものであり、この３点セットを相互に関連づけながら学校全体で活用することが、子どもたちの「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」につなげられるものと考えます。そして、その取組を基本として、各市町等教育委員会や各学校が学校の状況や児童生徒の実態をふまえ、創意工夫した取組を進めていくことが大切であると考えます。 なお、ご意見をふまえ、「３点セットを活用した」を「３点セット等を活用した」に記述を修正しました。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
18	1-(1)	学力の育成	P30	(主な取組内容①) 「全国学力・学習状況調査」「みえスタディ・チェック」「ワークシート」の3点セットという方法は、現場にとっても負担であり、子どもの実態にも合わない。「全国の調査」の結果を各校で分析することで、学習状況の把握や授業改善、授業研究に生かすことができます。 「みえスタディ・チェック」の問題も全国の調査とほとんど問題形式も変わらないこともあり、授業時間ももったいないと思います。また、児童にとっても学習意欲が上がらず、逆に下げてしまい自信を失うような出題方法になっている。 さらに、「ワークシート」も年に数回もあるが、あまり学習・指導方法の充実にはなっていないように思います。	1	③	全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生で実施されており、みえスタディ・チェックは、小学校4・5年生、中学校1・2年生で実施しています。小中学校の最終学年である小学校6年生、中学校3年生のみならず、それまでの各学年それぞれで学習内容の定着状況等を把握し、早期からの授業改善を図ることが重要であると考え、みえスタディ・チェックを実施しています。 みえスタディ・チェックの実施にあたっては、学校に対して、事前にみえスタディ・チェックを活用した授業改善のポイント等を示した解説資料を問題用紙等とあわせて提供しています。また、実施後には、分析結果や、結果から明らかになった課題と全国学力・学習状況調査の問題やワークシートとを関連させてまとめたものを提供しています。できなかった問題をそのままにするのではなく、ワークシートの活用や、問題の再実施・再活用により、できなかった問題ができるようになることで、「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感させることが大切と考えています。実施によって、児童生徒の学習内容の定着状況を把握するとともに、授業改善および個に応じた指導の充実につながるものと考えます。 また、ワークシートは、家庭学習だけでなく、授業での教材としても使用することができ、各学校や教科、個々の児童生徒の実態に合った柔軟な使用が可能です。各学校に提供しているワークシートから状況に応じて各担任や教科担当者が選択して使用することが可能です。 全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートは、各学校の児童生徒の実態をふまえた指導の改善等に役立てていただけるものと考えています。
19	1-(1)	学力の育成	P30	(主な取組内容) 「全国学力・学習状況調査」、「みえスタディ・チェック」、「ワークシート」の3点セットを活用した継続的な学習状況の把握、とあるが、最近実施した「みえスタディ・チェック」は、採点だけでなく児童の解答を分類する作業があり、かなりの時間を要した。ただでさえ、時間のない現場。毎日の授業の教材研究、提出させた宿題のチェックに追われる日々。授業が充実するように準備をすすめたいとと思っている中で、それらの時間を削って取り組むスタディチェックが取り組みとしてどこまで有効なのか、疑問を感じる。	1	③	みえスタディ・チェックの採点等にあたっては、県が提示する出題のねらいや解答類型をもとに、自校で採点や集計を行うことにより、子どもたちの学習内容の定着状況や指導のポイントを客観的に把握し、早期に授業改善や個に応じた指導の充実につなげることができます。 各学校が創意工夫し、組織的かつ継続的に子どもたちの学ぶ意欲や学力の向上に取り組むうえで、みえスタディ・チェックが効果的に活用されることを期待しています。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
20	1-(1)	学力の育成	P30	（主な取組内容①） 継続的な学習状況の把握や授業改善、授業研究等に組織的にとりくむことは必要ですが、その手立てとして「学力調査」「スタディ・チェック」「ワークシート」が「今後10年先を見据えた4年間」の施策としては具体的すぎるように思います。全国学力・学習状況調査については他府県での不適切な取り扱いの事例もあり、本県のビジョンのなかに記述することに抵抗があります。「継続的な」以降の表現だけでよいと思います。	1	③	全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの３点セットは、学習指導要領がめざす、子どもたちが将来に向けて身につけるべき力を具現化したものです。これらの結果から見える子どもたちの学力や学習状況をふまえ、３点セットを相互に関連づけながら、学校全体で活用することは、子どもたちの「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」につなげられるものと考えます。これらのことから、各市町等教育委員会や各学校が創意工夫した組織的・継続的な学習状況の把握や授業改善、授業研究等、県が実施する主な施策の一例として、３点セットの活用を記載しました。 なお、「３点セットを活用した」を「３点セット等を活用した」に記述を修正しました。
21	1-(1)	学力の育成	P30	（主な取組内容①） 目標を明確にし、振り返る活動は、授業の展開としてあることに問題はないと思うが、先日、ある専門家の方から、「めあてと振り返りの有無について、学力に有意な差は認められない」という新しい研究結果を聞いた。学力保障のために統一してこれを進めてしまうことに不安がある。	1	③	学習指導要領解説総則編には、「各教科等の指導に当たっては、児童（生徒）が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れる（よう工夫する）ことが重要であり、これらの指導を通じ、児童（生徒）の学習意欲が向上するとともに、児童（生徒）が学習している事項について、見通しを立てたり、振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力・判断力・表現力等の育成にも資するものと考えられる。」とあります。 このことから、県教育委員会は、「目標（めあて・ねらい）の提示」と「振り返る活動」は児童生徒の学習意欲の向上のための１つの手段として、全ての学校において取り組んでいく必要があると考えています。
22	1-(1)	学力の育成	P30	（主な取組内容） 教育のなかで、子どもたちの学習状況の把握、それにともなった授業改善や授業研究はとても重要である。しかし、その方法が「学力調査」にしては大がかりすぎないか。日々、子どもたちと接している教職員は、単元末テストや定期テストをおこなっているし、学力調査をしなくても日々の授業で子どもたちの状況を把握しているはずである。調査・分析に時間をかけるより、具体的な改善を大切にしてほしい。また、具体的な改善についても、目先のことではなく、子どもたちが将来、社会に出ていったとき、真に必要とされる力が育つようとりくみをすすめてもらいたい。	1	③	次代を担う子どもたちには、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜いていくための力が求められており、教育はこうした要請に応えていく責務があります。このため、「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」を育んでいかなければいけません。 「全国学力・学習状況調査」は、学習指導要領の趣旨や内容に基づき、子どもたちの身につけた知識・技能とともに、さまざまな場面でそれらを活用する力を把握するために実施しています。 各学校が創意工夫し組織的かつ継続的に子どもたちの学ぶ意欲や学力の向上に取り組むうえで、全国学力・学習状況調査が効果的に活用されることを期待しています。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
23	1-(1)	学力の育成	P29,30	(現状と課題②、主な取組内容①) 課題発見・解決に向けて主体的に学ぶアクティヴ・ラーニングには、「読書の力」「学校図書館の充実」が不可欠です。ここに、「学校図書館を活用した授業」という具体的な文言があるべきだと思います。（後段、重点取組では、（1）学力向上の取組に、「読書活動推進」がはいっている）	1	②	課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習・指導方法は、学校図書館を活用した調べ学習、問題解決学習やグループ・ディスカッションなどの例があります。大切なことは、子どもたちの学びへの積極的な関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定することであり、それにより子どもたちが必要な資質・能力を身につけていくことです。 そうした具体的な学習プロセスは多様であり、教員一人ひとりが子どもたちの変化等をふまえつつ、工夫と実践を重ねていくことが重要であることから、「学校図書館を活用した授業」を具体として記述していませんが、有効な学習・指導方法の一つとして「学校図書館を活用した授業」についても、取組を推進していきます。
24	1-(1)	学力の育成	P29,30	主体的・協働的に学ぶいわゆる「アクティブラーニング」について、幼稚園教育では、その教育スタイルが日々実践されています。主体的に学ぶ幼児の育成は、生涯における人格形成の基礎を培うことと深くつながっていることを明記していただきたいと思います。	1	②	幼児期における教育は、自発的な活動としての遊びをとおして生涯にわたる人格形成の基礎を培うことをめざす旨を施策「幼児教育の推進」の「めざす姿」に明記しています。
25	1-(1)	学力の育成	P31	（主な取組内容③） チェックシートの活用を県内一斉で…とはいうが、しっかりととりくめる家庭の子ばかりではない。出してくる家庭というのは、きちんととりくむ家庭であって、なかなかとりくめない家庭も多いのが現状。だから結果はよくても、すべてとはいえない。地域の実情にあわせたとりくみで連携をふかめるべきだと考えます。	1	③	チェックシートは、「みえの学力向上県民運動」の趣旨をふまえ、家庭での生活習慣、学習習慣、読書習慣の確立に向けて実施しています。その具体的な取組として、県内全域で一斉に取り組む集中期間を設定することにより、家庭や地域への周知を図り、主体的な取組を促すことをめざしています。 また、チェックシートは、県が作成したものを示していますが、学校によっては、県の様式を参考にして、子どもたちの実態や学校の実情に合わせ、より創意工夫を凝らした取組もあります。今後も子どもたちの実態、学校や地域の実情に合わせた形で、生活習慣、学習習慣、読書習慣の確立に向けて取組を進めてまいります。
26	1-(1)	学力の育成	P31	（成果指標） 成果指標に、全国学力調査における無解答の状況をあげ、無解答率を全国平均より良好にするというのでいいのか、疑問を感じます。	1	③	全国学力・学習状況調査における無解答率は、学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成とも関連があります。自分の考えや意見を表現する力は、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立の力」や他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創造していく「共生の力」にも不可欠であり、あきらめずに最後まで取り組む態度の育成や難しいことでも失敗を恐れず挑戦する態度の育成にもつながると考えることから、無解答率を成果指標としています。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
27	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	P33	（現状と課題①②、主な取組内容②③） 子どもたちの自己肯定感を高め、可能性を引きだしていく視点での記述、施策が必要である。環境生活部と連携した母語の習得支援や外国につながる子の保護者や地域の人と連携した異文化理解のとりくみ等への支援等があるとよい。	5	①	外国につながる子どもたちの自己肯定感を高め、可能性を引き出す取組は大切であり、引き続き、受入体制整備、適応指導、日本語指導、教科指導に取り組んでまいります。 母語の習得支援については、他県の取組等の情報収集を行うなど、関係部局・市町と連携し、取り組んでまいります。 ご意見をふまえ、施策「グローバル教育の推進」の主な取組内容②に身近な外国人とのかかわりを通じた異文化理解等にかかる記述を追加しました。
28	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	P33,34	（現状と課題④、主な取組内容④） 保護者の離職や離婚等のため、就学・修学や生活そのものが不安定な子どももおり、情報提供だけでなく、相談体制や救済制度の整備・充実が必要。	7	③	外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談に応じるための多言語（8言語）による相談窓口の設置、市町や市町国際交流協会等の外国人相談窓口担当者を対象とした研修の実施など、引き続き、相談体制の充実に努めてまいります。
29	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	P33,34	外国人児童生徒の日本語教育と合わせて母国語教育もできるようにしてほしい。親とは片言の母国語と片言の日本語でしか会話ができない子も少なくない。母国語で会話は出来ても文字の読み書きができない子も多い。TPP加盟国のペルーやチリ籍の児童生徒も多いことを考えると、今後グローバル化が進む中で、英語だけでなくさまざまな言語に対応できる人材の育成と捉えて、教育体制の推進をお願いしたい。	1	③	外国人児童生徒が持つ外国語の能力等の特性を生かせるよう配慮することは大切です。小中学校の要望に応じて、巡回相談員を派遣し、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語を母語とする児童生徒の適応指導や学習の支援、保護者の相談への対応等を行っています。また、母語の習得支援については、他県の取組等の情報収集を行うなど、関係部局・市町と連携し、取り組んでまいります。
30	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	P33,34	外国につながる子どもたちの支援については、現場の教職員だけでは対応に限界があるということ、また、子どもたちの母語は多様で、母語の違いにより孤立してしまう子どももいると聞いております。保護者への連絡を子どもに通訳してもらうことも多いそうですが、進路に関わる事項は、保護者への遠慮からすべてが伝わらず、子どもたち自身で悩みを抱え込んでしまうこともあるそうです。 このようなことを耳にしますと、やはり専門的な立場で子どもたちやその保護者と日常的に関わり、関係する機関と連携して子どもたちの学習面や生活面などをサポートする、日本語教師のような職員の必要性を感じます。しかしながら継続的にこのような職員が配置される体制が現在無い、と聞いています。人的な面を中心とした体制整備が早急に必要であると考えます。	1	③	県内の公立小中学校には、北勢、津・松阪、伊賀地域を中心に、日本語指導が必要な外国人児童生徒が多数在学しており、こうした学校を中心に、教員の加配および非常勤講師の配置に努めているところです。 また、日本語指導が必要な外国人児童生徒およびその保護者への対応として、県単措置により平成4年度から巡回相談員を配置しており、平成27年度も12名（常勤講師）を配置しています。（ポルトガル語対応8人、スペイン語対応2人、タガログ語対応2人） 外国人児童生徒に対する日本語指導の必要性は認識しており、国に対しても教職員定数の確保について強く要望しているところです。また、県単独措置の教員および非常勤講師の確保にも努めてまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
31	1-(3)	グローバル教育の推進	P35	(現状と課題⑤) 「教員の指導力向上」とあるが、小学校においては、現在の教科だけでもかなり大変である。さらに「英語も」というのはどうだろうか。予算としては厳しいかもしれないが、ALTの任用・確保あるいは、英語専門の教員の設置のほうがより充実した教育につながるのでは。	1	③	小学校における英語教育の早期化・教科化に向け、ALTの配置について、地方交付税措置がされているJETプログラムの積極的な活用を市町に働きかけています。 また、小学校教員の英語指導力を向上させるため、「英語教育推進リーダー中央研修」（文部科学省主催）の内容を普及する「英語教育推進研修」および「小学校外国語活動研修」の充実を図り、専門性を身につけた教員を育成すること等をとおして、ALT、専門性を身につけた教員、担任が協力した外国語教育の推進に取り組んでまいります。 なお、教員採用選考試験において、英語検定等の有資格者に加点を行い、人材の確保に努めているところです。
32	1-(3)	グローバル教育の推進	P35	（主な取組内容） グローバル教育は、英語の習得や海外留学だけではなく、身近にいる外国につながる人とのかかわりの中で育まれることにも目をむける必要がある。 また、ALTとの出会い、ふれあいは、子どもたちにとって大きな経験となるため、外国語指導助手等の任用・確保についても触れるべき。	5	①	ご意見をふまえ、身近な外国人、ALT等とのかかわりを通じた異文化理解等にかかる記述を追加しました。 また、県立学校へのALT等の任用・確保を図るとともに、小中学校へのALTの配置については、地方交付税措置がされているJETプログラムの積極的な活用を市町に働きかけてまいります。
33	1-(3)	グローバル教育の推進	P36	（主な取組内容②） グローバル教育は、英語の習得や海外留学だけでなく、身近にいる外国につながる人とのかかわりの中でも育まれます。そういう視点で見れば、三重は豊かな教育資源に恵まれていると言えます。それらをうまく活用していくという方向性が示されるとよいと思います。	3	①	ご意見をふまえ、身近な外国人、ALT等とのかかわりを通じた異文化理解等にかかる記述を追加しました。
34	1-(3)	グローバル教育の推進	P35	グローバル教育とは、何をめざす教育なのか人によって感じ方が違うのではないか。子どもたちが社会にでていったときに、外国人だけでなく、他の人と積極的にかかわりがもてる子どもたちになってほしいと願う。そのため、英語をマスターすればよいというのは、非常に安易な考えであると思う。また、日々の生活の中では、外国につながる子どもたちの存在もある。すでにグローバルな社会になっているとも感じる。いろいろな人との経験やつながりが成長につながるのはいうまでもない。流行のように「グローバル」が使われているが、主体的なコミュニケーションをとれる人を育てることが大切である。	1	②	県教育委員会では、日本人・三重県人としてのアイデンティティや郷土の文化に対する深い理解を持ったうえで、異文化理解の精神、主体性、積極性、豊かな語学力やコミュニケーション能力等を身につけることができるよう、グローバル教育の推進に努めてまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
35	1-(4)	キャリア教育の推進	P39,40	（現状と課題①、主な取組内容） 若者をとりまく雇用環境の課題は、個人の将来設計やマッチングの問題だけでなく、社会問題について考え、対処していく力を育んでいくことも必要である。現行の教育ビジョンでは、「働く者の権利・義務」や「男女共同参画を重んずる態度」についても触れられており、社会をより良い方向へ導いていく主体を育んでいくための具体の取組内容は次期ビジョンにおいても踏襲するべき。そのとりくみは選挙権年齢が18歳以上となることをふまえた主権者教育にも通じる。	4	②	子どもたちが、社会的・職業的に自立し、社会の一員として社会に貢献しながら生きるために必要な能力や態度は、「働く者の権利・義務」や「男女共同参画を重んずる態度」を含め多様であるため、個別の能力や態度を例示するのではなく、「社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度」と表現しています。
36	1-(4)	キャリア教育の推進	P41	（主な取組内容⑦） 主権者としての自覚と責任および政治に対する関心を高める教育は、18歳の高校生が選挙権を有するようになった以前からそれぞれの校種で子どもの成長段階に沿っておこなわれるべきことであったし、おこなわれてきたことであると考える。今後も子どもたちが政治に関心を持ち、政治に関わる意思を持てるようにするには、学校の教員が、中立をふまえつつも萎縮することなく実践をおこなっていくことが欠かせない。現場の教員が不安を抱かずに主権者を育めるよう、県教委が教員を支え続けてほしいと感じる。このビジョンにこうしたことを記述することは困難だと理解できるが、県教委がこうした姿勢を崩してはいけないと考える。	1	③	これまでも、主権者としての自覚と責任および政治に関する関心を高められるよう、公民科を中心に、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等をとおして政治的教養の教育に取り組んでまいりました。選挙権が今後18歳に引き下げられることをふまえ、生徒が良識ある公民として必要な政治的教養を身につけることができるよう、教員向けの研修会等を実施するとともに、学校訪問等の機会を活用して、指導・助言を行ってまいります。
37	1-(5)	情報教育の推進とICTの活用	P43	（現状と課題④） 「ICTを効果的に活用したわかりやすい授業の実現」を求めるためにはICT環境の整備が前提条件である。県内においては市町間でICT環境に大きな差があるのが実情である。まずはその差をうめられるように行政での努力をお願いしたい。	1	③	学校におけるコンピュータや周辺機器の整備、インターネット接続、教育用ソフトウェアの整備等のICT環境整備に必要な経費につきましては、地方交付税措置されています。 地方交付税措置されている市町等教育委員会において、学校のICT環境整備のねらいや効果に基づき、教育の向上に向けた情報化ビジョンを構築し、その実現に向けて予算を確保いただくよう今後とも働きかけを行ってまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
38	1-(5)	情報教育の推進とICTの活用	P43	（主な取組全般） 近年、ネットワーク機器の多様化と身の周りのインターネット環境の変化から、大人より子どものほうがスマホ、ゲーム、PCなどの器機に詳しいという、能力の逆転現象が起こっている。親が、音楽再生機・ゲーム機であるなどと思って買ってあげたものでも、実は子どもがインターネットに接続している、という事態もある。また、ケータイショップでフィルタリングサービスを設定してもらえば全て安心だと誤認し、知らない間に実は子どもが自宅内の無線LANにWi-Fi接続してフィルタリングのかからないネットワーク環境で使用している、ということもある。このような背景から、情報教育の推進においては必ずしも児童生徒だけではなく、なるべく多くの大人（保護者）に対しても実施していく手立てが求められるので、指導対象を子どもに絞らず、保護者へのはたらきかけも明記されたい。	1	①	県教育委員会では、保護者等によるネット啓発リーダーが、保護者を対象に「ネット啓発講座」を実施し、スマートフォン等の適切な使用等について、家庭での理解と協力を求めています。 また、県では、保護者を対象にフィルタリングサービスの正しい知識や必要性、家庭における携帯電話等の利用のルール作りなどについて啓発をしているところです。 保護者等への啓発の推進について、わかりやすくなるよう記述を修正しました。
39	1-(6)	幼児教育の推進	P45	幼児教育を乳幼児教育の推進に変更すべきである。 （特に0～3歳児の教育の重要性を鑑みて）	1	④	乳幼児教育の重要性については、ご指摘のとおりであり、次期教育ビジョンでも、一部乳児を含んだ取組も記載していますが、次期教育ビジョンの対象範囲は、学校教育を中心とした施策であることから、施策名については、「幼児教育の推進」のままとしたいと考えています。
40	1-(6)	幼児教育の推進	P46	（主な取組内容③） 子ども子育て支援新制度がスタートし、今後、幼稚園教諭と保育士等が共に資質、専門性を高めるための合同研修が必要不可欠です。幼稚園教諭と保育士が共通理解をはかる場を積極的につくるよう、各市町の教育委員会と福祉部が連携して進めていくことを明記するとともに、研修内容について県教育委員会が関与していく必要があると考えます。	1	②	幼稚園教諭と保育士等が共に資質、専門性を高める機会として、「乳幼児教育研修」を実施しています。平成27年度は「児童虐待の現状と保育者の役割」、「遊びをとおしてつけたい力」、「絵本の読み聞かせ」についての講座を実施しました。今後も、受講者のニーズを大切にし、内容の充実を図ってまいります。
41	1-(6)	幼児教育の推進	P46	（主な取組内容④） 家庭との連携の推進として「早寝・早起き・朝ごはん」の働きかけについて触れられているが、実際は、さまざまな生活環境のなかで困難な家庭もある。啓発だけでなく、困難を抱える家庭の支援も含め、教育委員会が他部局と連携し、支援のシステムをつくっていくことが必要。	8	③	県では、現在「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」を策定中であり、困難を抱える子どもや家庭を早期に見つけ、教育支援や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援など必要な支援につなげていけるよう、包括的かつ一元的な支援を行える体制の整備を図ります。 また、県教育委員会では、毎年、児童相談所から講師を招へいし、公私立の幼稚園教諭等を対象とした研修を実施しています。その研修の中で、児童虐待等の現状を知り、保育者としての専門性を生かした支援のあり方等を学んでいます。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
42	1-(6)	幼児教育の推進	P46	(主な取組内容④) 家庭が多様な価値観やニーズを持つなかで、「子どものために」という視点で家庭と協力し合える関係を築いていく大切さと難しさを感じています。 生活習慣や運動習慣が幼児期から身に付くよう家庭を支援することは大切ですが、子ども一人ひとりのおかれている状況はさまざまであり、今年度2回行われたチェックシートについて、出来たかどうかという評価だけでは不十分だと思います。また、シートについて保護者の側に立った説明がなく、主旨が分かりにくいため、それぞれ独自に補足をする園も多く見られました。困難を抱える家庭や子どもが増えている状況をふまえ、教育委員会と他部局が綿密に連携し、早期発見、継続的な支援ができるシステムをより強化していく必要があります。また、チェックシートの改善などにも取り組んでいただきたいと思います。	1	③	チェックシートは、子どもの生活実態を把握・分析し、それを指導に活用したり、家庭と共有したりすることにより、改善につなげていくことができると考えます。今後も、幼稚園、認定こども園、保育所へのアンケート調査などもふまえながら、家庭とともに取組が進められるよう必要な改善を図ってまいります。 また、県では、現在「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」を策定中であり、困難を抱える子どもや家庭を早期に見つけ、教育支援や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援など必要な支援につなげていけるよう、包括的かつ一元的な支援を行える体制の整備を図ります。
43	1-(6)	幼児教育の推進	P45,46	幼児期の心身の発達のためには子どもらしい生活時間を保障する社会づくりや「子どもの生活時間を守ろう」キャンペーンなどの社会啓発活動も必要ではないか。乳幼児の子育て中の保護者が育児休業や短時間勤務をとりやすい社会風土作りが大切。長時間保育や病中保育を充実させるより、子どもの生活時間や体調に大人が合わせられるような制度作りを官民一体となって行えるような施策をお願いしたい。それがなくては、生活習慣チェックシートの取り組みが絵に描いた餅になりかねない。	1	③	子育てしながら安心して働くことができる職場づくりを進めるため、長時間労働の解消や休暇の取得促進など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を進めています。また、企業等の管理職の意識啓発が大切であることから、「みえの育児男子プロジェクト」の中で、企業等のイクボスの推進を応援する取組を進めています。（男性の育児参画の促進については、基本施策7（1）家庭の教育力の向上において、記述しています。）
44	2-(1)	人権教育の推進	P47	(主な取組内容①) 性的マイノリティの人権についての学習促進について、賛成の立場です。 LGBTの児童生徒はクラスに2人はいることになると言われており、いじめにあったり、自殺願望をもっていたりすると聞きます。すべての学校で人権教育カリキュラムに位置づけ、取り組みがなされるよう進める必要があると考えます。	1	②	「三重県人権教育基本方針」では、性的マイノリティの人権にかかわる問題を、学校等で積極的に取り組むべき教育課題の一つとして示しています。県教育委員会は、学校での学習活動が促進されるよう、人権学習指導資料の作成・配付や教職員研修の実施等を行っているところです。今後、全ての学校で取組が進められるよう人権教育カリキュラムの作成についてもさらに注力していきます。
45	2-(1)	人権教育の推進	P47	（主な取組内容①） 「性的マイノリティの人権」とありますが、学習すべきなのは、「性的マイノリティを含む多様な性のあり方を認め合う社会」をつくるためにどうすべきかではないでしょうか。	1	②	県教育委員会が作成・配付した人権学習指導資料「気づく　つながる　つくりだす」では、子どもたちが、多様な性のありかたに気づき、課題解決に向けた実践行動力を身につけられるよう、具体的な学習展開例を示しています。今後も、性的マイノリティの人権にかかわる学習をさらに充実させ、多様な性のありかたを認め合う社会の実現に向けた意欲や実践行動力の育成を図っていきます。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
46	2-(1)	人権教育の推進	P47,48	（主な取組内容①，④） 子どもたちの痛ましいニュース（いじめ・虐待等）が立て続けに報道されています。対処療法的に「いじめ対策」等が示されていますが解決に向かっているとは言えません。根本においてその解決には、人権教育のより一層の充実が欠かせないと考えます。また、「子どもの貧困」を具体的な子どもの姿として実感をしています。教育的に不利な立場におかれている子どもを地域で支えていく取り組みを支援する施策も必要です。	1	②	人権教育の推進がいじめの未然防止においても有効であると考えます。子どもたちが望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養えるよう、教育活動全体を通じた人権教育をさらに進めていきます。 また、教育的に不利な環境のもとにある子どもへの支援については、学校・家庭・地域が連携し、学習支援や体験活動等を行う「子ども支援ネットワーク」の取組を展開しているところです。今後も自尊感情や学習意欲の向上を図れるよう取組を充実させていきます。
47	2-(2)	道徳教育の推進	P49,50	他県から三重県に移って、公共マナーの悪さに驚きます。電車、バスの乗客マナー、運転マナーはとても醜く、マナー教育の劣悪さを感じます。中高生は電車、バスの座席を譲り合う思いやりのかけらもない。いったい何を教育されているのか愕然とします。教育は即座の解決にはなりませんが県民の民度はとても低いことを自覚して道徳教育改革を真剣に考えてください。	1	③	交通安全意識と交通マナーの向上のため、県では、幼児から高齢者にいたる幅広い年齢層に対応した参加・体験・実践型の交通安全教育を三重県交通安全研修センター等において推進するとともに、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を育成しています。 学校においては、交通安全教室等を実施し、マナーだけでなく他の人々の安全にも配慮できることをめざしています。また、道徳の時間では、社会に生きる一員としてきまり等を守り、社会で共に生きることについて考え、子どもたちの公徳心を育てています。 今後とも、子どもたちが命を大切にする心や規範意識等を身につけ、自尊感情を高め、意欲的に生きていけるよう道徳教育の推進を図ってまいります。
48	2-(5)	読書活動・文化芸術活動の推進	P57	（めざす姿） 「子どもたちが、読書活動を通じて感性を磨き、判断力を伸ばし・・・」の部分ですが、「思考力、感性を磨き」としてはどうでしょう。（読書で磨かれるものは、感性だけではないと思います。また、「教科書」を読むこと、「問題集」を解くことだけで思考力、論理性が養われるものでもないのでは？）	1	①	ご意見をふまえ、「思考力」を追加した表現に修正しました。
49	2-(5)	読書活動・文化芸術活動の推進	P57	（現状と課題③） 「幼児期からの読書習慣の形成」は、非常に重要だと思います。家庭に本があり、周囲の大人が日常的に本を読むこと、本を媒介に子どもと話をすることで、子ども自身も本を読むことが自然に身に付きます。そうした環境の有無が中高生になってからの読む力の差になると思います。	1	②	生活習慣・読書習慣チェックシート等を活用して家庭読書を促進し、保護者が子どもと一緒に本を読んだり、本について話したりすることができる環境づくりを進めるとともに、公立図書館等における読み聞かせやお話し会など、地域において子どもたちが読書に親しむ機会の提供を働きかけていきます。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
50	2-(5)	読書活動・文化芸術活動の推進	P57	（主な取組内容①） 読書環境の整備について、小学校高学年～中学生が児童コーナーを“卒業“しても、引き続き公共図書館を利用したくなるよう、この世代向けの本を充実するための支援を望みます。	1	②	公立図書館や公民館等における資料の充実や、学校等との連携促進について記載しています。引き続き、子どもたちの発達段階に応じた読書環境の整備を働きかけていきます。
51	2-(5)	読書活動・文化芸術活動の推進	P58	（主な取組内容②） 取組のなかに、「ビブリオバトル（書評合戦）」を含めるなら、「一斉読書」や「ブックトーク」（司書や教員、ときには児童・生徒による、テーマを設定した本の紹介。授業のなかでもつかえると思います）なども入れてはどうでしょうか。（個人的には、「ビブリオバトル」は、最近はじめられたばかりの手法で、定着せずに一過性で終わる可能性もあるのではないかと思っています。）	1	①	子どもたちの読書機会の拡充には多様な取組が必要であることから、ご意見をふまえ、「ブックトーク」を追加しました。また、「一斉読書」については、「朝の読書」として記載しています。
52	2-(5)	読書活動・文化芸術活動の推進	P58	（主な取組内容③） 読書活動の啓発について、公共図書館・学校図書館を担う人たちの研修充実を望みます。	1	②	子どもの読書活動を支える専門的人材の資質向上は、重要であると認識しており、研修会等の実施により資質向上に取り組みます。
53	2-(5)	読書活動・文化芸術活動の推進	P58	（主な取組内容④） 言語活動の充実について、「読む力」だけでなく、受け取った情報を自分の言葉で「書く」力も身につけられる指導をお願いします。	1	②	国語科においては、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」について相互に密接に関連づけて指導するとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるようにすることが大切です。また、各教科等においても、言語環境を整え、言語活動の充実を図ることに配慮することが求められています。引き続き、発達の段階をふまえながら、言語活動の充実を図ってまいります。
54	2-(5)	読書活動・文化芸術活動の推進 （学力の育成） （家庭の教育力の向上） （社会教育の推進と地域の教育力の向上）	P57,58	読書活動・文化芸術活動の推進についてはもちろん、アクティブ・ラーニングに基づく授業や学習を展開し、学力を育成するためにも、学校司書の存在が不可欠です。教員を支援し、教員と協力してそれらの活動を行っていくためには、本や読書や情報の専門家である司書の資格を持っていることは言うまでもなく、子どもたちが学校にいる間はずっと学校図書館にいて、子どもたちを見守り、手を差し伸べ、支援する等、即対応できる学校司書でなければなりません。 また、各学校に学校司書がいれば、家庭や公共図書館を支援することも可能になります。さらに、学校司書が連携の拠点の役割を担うことができるので、家庭や公共図書館と効果的に協力し、家庭の教育力の向上や、社会教育の推進と地域の教育力の向上にも繋がります。 三重県教育ビジョンの実現のために、すべての学校に県・市・町が直接雇用した学校司書を置いてください。	3	③	県立学校については、県単独予算で全ての高等学校と特別支援学校の一部に学校司書を配置しているところです。小中学校の学校司書を県が任用して配置することは、県で給与を負担しなければならない教職員の対象となっていないことなどから、財政的な裏つけがなく困難な状況です。 こうした中で、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の中で、学校司書等の専門スタッフの配置の充実が示されたことから、引き続き、国の動向を注視していきたいと考えています。 なお、市町立小中学校については、市町等教育委員会に対し、読書活動を推進する中で、学校司書配置の有効性や地方財政措置の状況について周知を図りながら、さらなる配置を働きかけます。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
55	3	基本施策3　健やかに生きていくための身体の育成　全般	P61～	はじめに、ビジョン中間案の冒頭P1に、教育基本法第17条第２項に基づいて策定する、とあることを前提として、教育振興基本計画に照らし合わせ、意見を述べさせていただきます。 教育振興基本計画　基本施策3 健やかな体の育成 P40　基本的な考え方 子どもの体力の向上傾向が維持され，確実なものとなるよう，学校や地域における子どものスポーツ機会の充実を図る。 同ページ　　３－２ 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実 ・スポーツ基本計画に基づき，体育・保健体育の授業や運動部活動等の学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて，子どもが十分に体を動かして，スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。と記されています。 また、学習指導要領解説　総則編　P84 １３ 部活動の意義と留意点等にも 地域の人々の協力，社会教育施設や社会 教育関係団体等の各種 団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。と記されています。 ① 学校の運動部に属さず、地域スポーツクラブで活動をしているこどもたちも県内には沢山いること。 ② スポーツ基本計画では、学校で行われる運動部活動は、地域でのクラブとの連携を図り、生涯スポーツができる場作りを示唆している内容となっていること。 人々の生き方、考え方（社会）が多様化 ・・運動部活動についていえば、生徒、保護者の運動部活動運営に対する要望が多様化　・・・　するなか、教員のワークライフバランスなども含み、学校経営（教育）だけ対応することが困難な状況であることは、スポーツ基本計画からも読み取れます。 ③ 教育振興基本計画　教育課題が依然として指摘される要因の例　P.１４の2つめの・　教育に対する社会全体の連携の強化や、各学校段階間や学校・社会生活間において円滑に接続ができていないこと、ともすれば縦割り的な接点に陥っていたこと。 また、P18、学校内外の多様な環境からの学びとして記載されているように、スポーツにおいても、学校外で学ぶ重要性を考える必要があると思います。 こどもたちの生き抜いていく力、自立と共生する力を考えてみても、学校内、教師との活動のみならず、地域での民間で働く多様な価値観をもった人材（指導者）とのなかで、スポーツを楽しみ、生きる力を育むことも大切なことと必要と考えます。 　P23社会が人を「 育み，人が社会をつくる」好循環システム）を健やかにいきていくための身体の育成においても構築する一歩と本ビジョンは位置づけられるものになるように願っております。　（次ページに続く）	1	③	運動部活動をとりまく課題は、学校だけではなく、保護者・地域と連携して取り組んでいくことが重要であると考えています。 県としましては、平成27年３月に「三重県スポーツ推進計画」を策定し、地域におけるスポーツ活動の推進を施策に掲げ、みえ広域スポーツセンターを中心に市町と連携しながら、総合型スポーツクラブの運営を支援しています。また県教育委員会では、地域の専門性を有するスポーツ人材を外部指導者として中学校・高等学校に派遣しています。 いただいたご意見は、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
55 続き	3	基本施策３　健やかに生きていくための身体の育成　全般	P61～	（次ページからの続き） 　上記から、ビジョン（未来像）には、人材の派遣などに停まらず、運営に関しても、地域スポーツクラブ、（地域のNPOなど）との連携への記述が必要と思います。 　平成３０年、平成３２年の東海ブロックの大会などもあり、県としてはスポーツ活動を活性化したい思いは十分に理解をいたします。しかし、本質は児童、生徒が健やかに生きていくための身体の育成であり、また、それを生涯にわたって維持できることが、県民の幸せにつながると考えます。 　運動部活動のさまざまな問題は、教職員、学校関係者だけではもう、対応できないところまできている実態を捉え、社会教育をも活用した、ビジョン（未来像）の策定をお願いいたします。			
56	3-(1)	体力の向上と運動部活動の活性化	P62	（主な取組内容②） 　１学校１運動プロジェクトについて、各学校、学年毎の弱点を把握し、その弱点強化を目的とした運動を取り組むなど効率良く進めて欲しい。	1	②	各学校が、体力調査結果を自校分析することをとおして、強み・弱みを把握し、体力向上の目標を設定するとともに、１学校１運動プロジェクトを実践できるよう、各学校の体力向上に向けた取組を推進してまいります。
57	3-(1)	体力の向上と運動部活動の活性化	P62	（主な取組内容②） 　幼児期において，多種多様な動きを経験するよう，幼稚園・保育所等で体を動かす遊びを推進するにあたり，早期教育や過度の競争意識につながらないように配慮することを明記すべきであると考えます。	1	③	体を動かす遊びには、多様な動きが含まれることから、幼児がさまざまな遊びをとおして、多様な運動能力を習得することができるようになります。 　幼児期に早急な結果を求めるのではなく、小学校以降の運動や生涯にわたってスポーツを楽しむための基盤を育成することをめざし、取組等を進めてまいります。
58	3-(1)	体力の向上と運動部活動の活性化	P61,62	（現状と課題④、主な取組内容⑤） 　「適切な運営と、効果的な指導」にからんで、成績向上のために土日も休まず熱心に部活動に取り組むことが適切なのか、週一回の休養日を設けて子どもの家庭での時間を保障することが適切なのか、具体的な取組の中で県の見解をはっきりさせてほしい。多くの運動部活動顧問の教員は、練習試合や大会等、土日返上で子どもや保護者の期待に応えられるよう熱心に指導しているように思うが、一方で、過重労働が月１００時間を超えているが産業医にかかる時間も惜しいため過少時間で申告しているという声もきく。また、保護者や子どもからは家庭学習をしようにも遠征で時間が取れない、睡眠時間が十分に確保できず、平日昼間の授業に集中できない、でもレギュラーになって大会で活躍するには練習時間は必要不可欠、といった悩みの声も聞かれる。いろんな意味でのワークライフバランスをどう適正化していくのか、具体的方策を盛り込むべき。	1	①	平成25年５月、文部科学省において作成された「運動部活動での指導のガイドライン」に基づき、運動部活動を実施するにあたっては、１週間の中に適切な間隔で活動を休む日を設けることや、１日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、各学校・地域の状況や生徒の実態に応じて計画を作成し、指導を行っていくことが必要であると考えます。 　いただいたご意見をふまえ、よりわかりやすい記述に修正しました。 　なお、教職員のワーク・ライフ・バランスについては、部活動以外にも、学校内にはさまざな要因があることから、基本施策6の施策「教職員が働きやすい環境づくり」において、学校全体として記述しています。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
59	3-(1)	体力の向上と運動部活動の活性化	P62	（主な取組内容⑤） 何とバランスをとるのかの目的語がない。よく分からない。 教育振興基本計画によるとP9に 「確かな学力」,「豊かな心」,「健やかな体」をバランス良く育成することと記されており、その文言をしっかり入れないと、ビジョン（未来像）としてはっきりしない。読み手はバランスの意味が理解できない。 どういうバランスをもって適切に活動時間、休養日を設定すればよいのかが、読んでいる人には理解できるようにしていただきたい。（週休日も休みなく、朝も夕も練習し、毎週末は校外で練習試合をする部活、また、学業に専念する期間としてテスト1週間前で部活停止中にも関わらず、練習および、大会に参加している実態があることなどへの是正が必要）	1	①	平成25年５月、文部科学省において作成された「運動部活動での指導のガイドライン」に基づき、運動部活動を実施するにあたっては、１週間の中に適切な間隔で活動を休む日を設けることや、１日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、各学校・地域の状況や生徒の実態に応じて計画を作成し、指導を行っていくことが必要であると考えます。 いただいたご意見をふまえ、よりわかりやすい記述に修正しました。
60	3-(2)	健康教育の推進	P65	（現状と課題②） 歯と口の健康づくりについては記述のとおり重要であり、その解決のために基本的生活習慣や食育等の取組とあわせて一層の充実を図る必要性も指摘のとおりですが、取組の根拠が「むし歯の罹患率や、一人あたりの平均むし歯数が全国平均より高い」では些末な印象を受ける。地域の特性という要素も強く、平均との比較は相対的であり根拠として乏しい。その部分を削除してはどうか。	1	④	むし歯の罹患率や一人あたりのむし歯数は、本県の小中学校で毎年実施される健康診断に基づく数値であり、この数値が全国平均より高くなっているのが現状です。また、12歳児の一人あたりのむし歯数が全国平均より下回る地域は、県内で6市町（全29市町中）という現状から見ると、改善すべき課題ととらえていますので、ご理解をいただきますようお願いします。
61	3-(2)	健康教育の推進	P65	（主な取組内容②） 「子どもたちのむし歯、歯肉炎の予防」のためには書かれている通り「学校、行政、医療機関等が連携したネットワークの構築」が必要です。学校、行政、医療機関等がそれぞれの場でできること、しなければならないことをそれぞれ検証し、今後の施策を形成していくべきです。	1	②	これまでも国の事業等を活用しながら、学校、行政、医療機関等が連携し、地域におけるネットワークの構築を支援してきました。 今後もさまざな主体と連携を図り、地域におけるネットワークの構築を支援するとともに、連携する主体のそれぞれの立場の役割等を検証し、施策形成に努めてまいります。
62	3-(2)	健康教育の推進	P65	（主な取組内容②） 賛成である。学校、行政、医療機関等それぞれの主体が、それぞれの役割と責任を果たしていくことが重要だと考えます。ただ、学校においては、すでに教育活動が飽和状態であり、何かを減らすこと無しに新たなことを「連携」という名のもとで積み重ねることは不可能です。また、連携の主体に「家庭」も加えてはどうか。	1	②	健康教育の推進には、さまざまな主体との連携が必要不可欠と考えています。さまざまな主体と学校、家庭が連携して取組を進めていくことは、主な取組内容⑥に記載しています。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
63	3-(2)	健康教育の推進	P67	(活動指標) 賛成である。歯みがき指導が活動指標として掲げられていることで教職員も意識し、課題解決に向けた取組がすすむと考えられる。	1	②	さまざまな主体と連携を図り、特に市町等教育委員会と連携を密にしながら、小学校での歯と口の健康づくりをとおして、目標達成できるように努力してまいります。
64	3-(3)	食育の推進	P69,70	(現状と課題③) 「増加傾向にあり、」と「より適切な」の間に「安全性を最優先した」を入れていただいたほうがよいと思います。「より適切な」だけでは、いろいろな意味にとられてしまうのではないかと思います。 (主な取組内容③) 「食物アレルギーに係る」と「適切な対応」の間に「安全性を最優先とした」を入れていただいたほうがよいと思います。	1	①	ご意見をふまえ、現状と課題③と主な取組内容③の文中に「安全性を最優先とした」という表現を追加しました。
65	3-(3)	食育の推進	P69	(主な取組内容①) 「学校教育活動全体で取り組む食の指導体制の充実を図ります。」とありますが、食のコーディネーター的存在の栄養教諭の定数増が必要であると思います。	1	③	本県では、平成18年度から学校における食に関する指導を積極的に推進するため、県内全域に栄養教諭を配置し、各地域において学校を5校程度のグループに分け、栄養教諭が兼務して計画的・継続的な食に関する指導を行っています。また、食物アレルギーを持つ児童生徒への個別指導や保護者への個別相談についても、栄養教諭を核とした丁寧で適切な対応に努めています。 こうした中、児童生徒数については、今後も減少することが見込まれ、現行の標準法では栄養教諭の定数が減少し、児童生徒に対する食の指導への対応が十分できなくなる恐れがあるため、国に対して配置基準の引き下げを求めています。
66	3-(3)	食育の推進	P70	(主な取組内容③) 給食への地場産物の活用ですが、活用したくても地場産物がそろわない、又、あっても価格がおりあわないということが多々あります。安定した価格でいつでも利用できるものがあればいいなあと思います。	1	③	学校給食への県産品（地場産物）の利用については、供給量の不安定さや価格などの課題があることから、県では、学校給食従事者や生産者などの関係者からなる検討会を設置し、県産品を使った給食用加工商品の開発等に取り組んでいます。
67	3-(3)	食育の推進	P70	(主な取組内容④) 「朝食摂取やバランス良く栄養をとることの重要性などを保護者や地域に啓発します。」とありますが、バランスよく食べることの重要性はわかっていても、さまざまな生活環境のなかで困難な家庭の背景を含めた支援システムづくりが必要だと思います。	2	③	県PTA連合会等と連携を図り、朝食摂取の重要性などの啓発を粘り強く進めていくとともに、貧困等多様な背景を抱える子どもや家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを活用し、社会福祉等関係機関と連携した支援を行います。 また、県では、現在「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」を策定中であり、困難を抱える子どもや家庭を早期に見つけ、教育支援や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援など必要な支援につなげていけるよう、包括的かつ一元的な支援を行える体制の整備を図ります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
68	3-(3)	食育の推進	P70	（数値目標） 数値目標の朝食を毎日食べる子どもたちの割合を現状から小学生で3.5%、中学生で2%の上昇の数値目標であります。たしかに、実現可能な数値だと思いますが、この数値でいいのでしょうか。	1	①	本県の子どもの朝食摂取率は中学生が84.0%で全国平均(83.8%)よりやや高いですが、小学生が86.5%で全国平均(87.6%)より約1ポイント低く、全国的にはともに低位にあります（平成27年度全国学力・学習状況調査）。 ご意見をふまえ、今後4年間で保護者への啓発等により、朝食摂取率の向上に向けて、毎年1ポイント程度を上げ幅として着実な上昇を図ることとしました。（小学生、中学生ともに4%上昇）
69	4-(1)	特別支援教育の推進	P71,72	（主な取組内容①） 適切な指導・支援の充実として、「個別の指導計画の作成と活用、支援情報の引継ぎを行うことにより…」とあるが、インクルーシブ教育は、インクルーシブな社会をつくるための基盤であることを考えれば、「障害」のある子への個別の支援だけでなく、ともに学べる環境をつくっていくことこそ第一に考えるべきである。「障害」の有無にかかわらずともに学ぶことを前提とした授業形態や指導方法の工夫・改善を図るための施策が必要である。	5	②	障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことをめざすため、通常の学級においては、個々のニーズに応じた効果的な指導・支援が可能となるよう、見通しを持たせた授業構成や教材の工夫、ICTを活用した教材や支援機器の充実を進めます。また、授業のユニバーサルデザイン化を図ることで、特別な支援を必要とする児童生徒を含む全ての児童生徒が「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できる授業の改善を進めるとともに、障がいのある子どもへの合理的配慮の提供を進めてまいります。
70	4-(1)	特別支援教育の推進	P71,72	発達障害の中に学習障害も含まれるのか。特にディスレクシア（読字障害）等の学習障害（LD）の子どもたちは，発見が遅れがちで怠け者や落ち着きのない子などの誤解を受けやすい。特別支援教育の中に，学習障害への専門的な指導が行えるような施策を入れてほしい。個々の程度に合わせて，カリキュラムを柔軟に解釈できるようにしたり，タブレット等を活用することによって学習効率を上げるようにしたりと今までの「皆が同じ」方法で授業を受ける教育から個々の特性を伸ばす為の教育が出来るような教育現場の人的配置を充実してほしい。 また、学習障害の子どもの中には理解力や知能は遅れていなくても視覚からの情報が入りにくい、聴覚からの情報が入りにくい、文字を書くなどの処理能力がおとっているなど学習を妨げるさまざまな要因のため、本来の実力以下の学力しか身につけられていない子も多いのではないか。そうした子どもたちが、適切な支援や学習環境を整えることで本来の能力を発揮できるようになれば、学力の底上げにもなると思う。 東京大学先端技術研究センター人間支援工学分野教授の中邑賢龍教授がたちあげたROCKETプロジェクトの三重県版のようなものができないか検討願いたい。	1	③	学習障がいを含む発達障がいについては、全ての教員が障がいの特性や支援方法を理解し、授業の工夫等を行う必要があることから、事例検討を含む実践的な校内研修を進めます。また、特別支援教育コーディネーターが特別支援教育にかかる校内研修を企画立案し、より充実した校内支援体制づくりにつながるよう専門性の向上を図ります。加えて、県内に設置されている通級指導教室では、子どもたちが障がいの特性に応じた「学び方」を身につけるための指導を行っています。国における検討の動向もふまえながら、通級指導教室の充実について検討します。さまざまな実践例も参考にしながら取組を進めてまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
71	4-(1)	特別支援教育の推進	P71,72	特別支援教育の主な取り組みの中に 「0歳からの特別支援教育をすすめる」という内容を加える。 理由 　0～3歳までに脳の認知機能（視覚、聴覚、体性感覚）のほとんど（８０%）が形成されてしまうため、この時期の教育が非常に重要になってくる。また、情動や記憶に関わる大脳辺縁系もこの時期に発達するので、自己肯定感（意欲）や記憶力などに影響が表れる。（一方、非認知能力については、前頭前野は20歳前後まで発達するため、学校教育において発達を促すことができる。） 　学習の基本となる認知能力や意欲や態度が形成されるこの時期に、多くの教育予算をかけることは、経済学の観点からも投資効果の高いことが証明されてきている。ノーベル賞経済学者のジェームズ・ヘックマン著の「幼児教育の経済学　脳科学との融合でたどりついた衝撃の真実」でも述べられているように、乳幼児期の教育により、その後の特別支援教育予算を削減したり、不登校や引きこもりの数を減少させ、納税者を増やしたり、犯罪率を低下させて警察や更生施設にかかる予算を削減したり、将来必要とされる医療費を大幅に削減したり、生活保護費の支給額を削減したりすることができる。また、貧困による教育格差の是正も行える。 　脳科学や経済学でも立証されてきている、乳幼児期（とくに0～３歳）の教育を充実する施策を行うことが、県民の税金を最も有効に使えることになる。	1	③	乳幼児期からの一貫した支援については、P137の重点取組に記述しています。発達支援が必要な子どもの早期発見と発達段階に応じた適切な支援体制の構築について、ご意見も参考にしながら、関係部局と連携して推進してまいります。
72	4-(1)	特別支援教育の推進	P71,72	子どもの困り感を早期見出し有効な手立てを講じ、途切れなく支援していけるために行政システムの構築が必須であると感じる。それには保健・福祉・教育が一元化するワンストップ窓口が必要となる。幼児検診は保健、保育所は福祉、小中（高）は文科省、その先の支援は再び福祉となるとどうしても途切れがちとなる。これを途切れなくさせる名案こそが「途切れのない支援システム」であることを信じて疑いません。県内29市町に完備させる環境整備も同時に必要であると考える。	1	②	各市町に設置が進められている、保健、福祉、教育が連携した総合相談機能の整備を市町に働きかけるとともに、中核となる専門性の高い人材育成等の支援を行い、発達支援が必要な子どもの早期発見と発達段階に応じた適切な支援体制の構築に取り組んでまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
73	4-(1)	特別支援教育の推進	P71	（主な取組内容①） 主な取組内容について、自立と社会参画が重点に置かれ、個の支援充実に記述が偏っていると思います。地域の中で、人と人とが関係性を築き，生きやすい社会を作っていくことが大切であり、ともに学び，ともに育ち合う視点についても明記すべきと考えます。	1	②	障がいのある子どもが自立し、社会参画することができるよう、その能力や可能性を最大限に伸ばすとともに、地域の同世代の子どもとの交流等をとおして、地域での生活基盤を形成することが重要です。 現状と課題①に「まわりの子どもたちの理解や適切なかかわりが大切である」ことを記述するとともに、主な取組内容①に「共に学ぶ場面の一つとして交流および共同学習を進める」ことを記述しています。障がいのある子どもと障がいのない子どもが育ち合う視点を大切にしながら取組を進めてまいります。
74	4-(1)	特別支援教育の推進	P71	法改正により、「基礎的環境整備」「合理的配慮」が不可欠となった。インクルーシブな社会をつくっていくためには、「障害」の有無にかかわらず、「学ぶ」ことを前提とした学校生活が送れることが大切である。そのため、学校等の施設の改善はもちろん、そこでおこなわれる授業形態や指導方法の工夫や改善を図るための施策が必要である。	1	②	インクルーシブ教育システムの基本的な方向性は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことをめざすものであり、障がいのある子どもが十分な教育を受けられるよう、学校やその設置者が、合理的配慮の提供とその基礎となる環境を整備することが求められます。平成26年度に策定した「三重県特別支援教育推進基本計画」や次期教育ビジョン等に基づき施策を推進してまいります。
75	4-(1)	特別支援教育の推進	P71	（主な取組内容①） インクルーシブ教育は、まず社会全体が「障害」のあるなしにかかわらず、だれもがともに学びあい、育みあえる環境となりうることが、必要不可欠です。できないこと、支援が必要なことは、決して、「障害」のある人個人の努力のみでなく、周囲が価値観を変え、立場を変え、思考し実行できる柔軟な発想が必要です。 わたしたち大人が、まず偏見を捨てることが第1です。 子どもたちの個性をしっかりみつめ、必要な支援は何かをみ極め精神的合意的配慮のもと、より豊かな学びを実現できる授業や学校生活の準備をしなければなりません。	1	②	障がいのある子どもが十分な教育を受け、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、個に応じた指導・支援の充実に努めるとともに、障がいのある子どもの保護者やまわりの人がよりよいかかわり方ができるよう、障がいや支援についての理解啓発を図ってまいります。
76	4-(1)	特別支援教育の推進	P72	（主な取組内容②） 教員の専門性の向上として、「特別支援コーディネーターが…適切な指導と支援ができるよう、市町等教育委員会と連携して研修の支援等を行います。」とあるが、現状では、コーディネーターの役割が校内の支援だけではなく、地域の拠点校として、校外の支援も行い、事務的な仕事もたくさんあり多忙なので、人的配慮が必要である。	1	②	特別支援教育コーディネーターが、業務の基礎・基本や参考となる実践例、最新の情報等を研修する機会を設けるとともに、各学校の校内体制の中で専門性の継承や役割を発揮できるよう、担当者の配置等の工夫を進めてまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
77	5-(1)	いじめや暴力のない学校づくり	P76	（主な取組内容③） スクールカウンセラーの効果的な活用について、現状は月１回くらい学校に行っていると思いますが、週１回くらい行けるようにするとよいのでは。	1	③	いじめや暴力行為、不登校、貧困等の問題の背景には、多くの場合、子どもたちの心の問題とともに、学校や家庭など子どもたちの置かれている環境の問題があり、子どもたちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っています。 本県においては、平成27年度、すべての公立中学校区（157中学校区）に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、支援を行っているところです。 スクールカウンセラーの配置については、平成27年度より各市町等教育委員会との調整のうえ、中学校区に配当された時間を学校間で弾力的に運用するとともに効果的に活用し、中学校区において小学校から中学校への途切れのない支援を行うことで、教育相談体制の充実を図る取組を進めています。 今後も、中学校区におけるスクールカウンセラーの効果的な活用に努めるとともに、学校だけでは解決が困難な事例に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察および教員OBからなる生徒指導特別指導員、必要に応じて弁護士等との連携を図りながら、チームとして支援が行えるような体制づくりを進め、一人ひとりの子どもたちが生き生きと輝くことができるよう、安心して学べる環境づくりに努めてまいります。 なお、国に対して、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置に係る平成28年度の予算措置についても、ニーズに見合った十分な補助金額の確保について要望したところです。
78	5-(2)	防災教育・防災対策の推進	P79,80	防災教育や防災対策については、高度な専門性を要する分野でもあることから、県内でも専門技術や知識を持った事業者や高等教育機関等との連携が不可欠であると考えられる。産官学連携について明記されたい。 そのうえで、三重県は南北に長く南海トラフに関わる大地震の際は伊勢湾沿岸地域と熊野灘沿岸地域とで、想定される状況に大きな差があると推測できるので、それぞれに対応した防災教育の在り方についても考えてほしい。	1	①	ご意見をふまえて、三重県と三重大学が共同して設立した、県内の市町、大学、企業、地域などを結びつける「防災ハブ」機能を持つ「みえ防災・減災センター」等と連携して、防災教育を推進することを記述しました。 また、職員派遣による、学校における防災学習の支援や教職員研修を実施するなどして、地域に応じた防災教育を進めてまいります。
79	5-(2)	防災教育・防災対策の推進	P79	（主な取組内容②） 「家庭、地域と連携した取組を進めます」とはあるが、現行ビジョンでは「共助」の理念がはっきりと謳われている。単に学校が家庭、地域と連携した防災学習や避難訓練等を実施するだけではなく、コミュニティでの共助の理念を打ち出し、有事の際には子どもたちが自助・共助できるような防災教育が必要である。	2	①	次期教育ビジョンにおいても、引き続き、子どもたちが「自分の命は自分で守る（自助）」防災教育とともに、「支援者となる視点から、発達段階に応じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識や能力を育成する（共助）」防災教育を推進していきます。 ご意見をふまえ、共助の理念がわかりやすいよう加筆しました。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
80	5-(2)	防災教育・防災対策の推進	P80	（主な取組内容③） 学校施設の整備において、東日本大震災では多くの太陽光発電の設備が破壊された。そのため、太陽光発電の設備の整備を進めるより、学校施設の防災強化および食料の備蓄に予算を割くべきであると考える。	1	③	次期教育ビジョンの計画期間中における太陽光発電設備の整備は、国のグリーンニューディール基金を活用して行うことを予定しています。その他の防災機能強化については、基本施策6の（5）「学校施設の充実」に掲げる非構造部材の耐震対策に取り組んでいきます。 また、既に大規模地震発生時に孤立する恐れのある県立学校に食料・飲料水等を備蓄しており、保存期間の満了時に更新が行えるよう、所要の予算を確保していきます。
81	5-(4)	居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）	P85	（主な取組内容①） ２つめの○に「子どもの内面を知ることのできる調査」とありますが可能でしょうか。「内面を知ることができる」とすれば、それは調査ではなく教職員集団がさまざまな視点からひとりの子を見て情報を共有し、生活背景を含め子ども全体でとらえていこうとするなかで、初めて見えてくるものだと考えます。表現を変えていただくか、そのようなこともあわせて書きこんでいただきたい。	1	①	高度情報化社会の進展、社会構造の変化等さまざまな要因により、子どもたちの心理面、行動面を理解することが難しくなってきています。観察や教育相談等をとおして子どもたちを理解し、実態を把握するこれまでの方法に加え、子どもたちの心の状態を知ることができる調査を行い、教師から見た子どもたちの実態と、調査の結果を参考に子どもたちを多面的に理解することで、より適切な支援を行っています。 ご意見をふまえ、「子どもたちの内面を知ることができる調査などをとおして、子どもたちの理解および実態把握に努めます。」を、「子どもたちへのアンケート調査や日常の観察、教育相談などによる実態把握をとおして、子ども理解に努めます。」と修正しました。
82	5-(6)	学びのセーフティネットの構築	P91	教育は学校だけのことではない。家庭・地域が連携し、子どもたちの成長を育むものであると思う。学校５日制の趣旨をふまえ、学校だけでなく家庭・地域が積極的に子どもたちの学びの場や居場所をつくることが、これからの社会を明るいものにすることにつながると信じている。家庭や地域の教育力が低下しているからこそ、あらためて、家庭・地域の力が上がるような施策を期待します。	1	②	ご意見のとおり、子どもたちは、学校、家庭、地域など、さまざまな場での学びをとおして成長していくことから、学校や行政のみならず、全ての県民が教育の当事者として、子どもたちと向き合っていくことが大切と考えています。そのため、家庭や地域の教育力向上に向けた取組を進めていきます。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
83	5-(6)	学びのセーフティネットの構築	P7 P91	((5)教育格差と貧困の連鎖） 国民の平均的な所得の半分を「貧困ライン」といいますが、それ以下の世帯で暮らす子どもたちが、全国で6人に1人あるという状況です。子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充について次の3点の要望を出させてもらいます。 （主な取組内容①） スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの学校への配置拡大をお願いします。貧困が原因となり、家庭でのストレスを持ち込み生活面・学習面で問題行動を起こす子どもが増えています。さらに、保護者の相談や他の機関と連携をとる必要な事案も出てきています。来校していただいている時間内で、相談に乗っていただけないこともあるためです。	1	③	いじめや暴力行為、不登校、貧困等の問題の背景には、多くの場合、子どもたちの心の問題とともに、学校や家庭など子どもたちの置かれている環境の問題があり、子どもたちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っています。 本県においては、平成27年度、すべての公立中学校区（157中学校区）に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、支援を行っています。 スクールカウンセラーの配置については、平成27年度より各市町等教育委員会との調整のうえ、中学校区に配当された時間を学校間で弾力的に運用するとともに効果的に活用し、中学校区において小学校から中学校への途切れのない支援を行うことで、教育相談体制の充実を図る取組を進めています。 また、生徒指導上の課題（いじめ、暴力行為、不登校等）が多様化、複雑化し、子どもたちを取り巻く環境の改善なしに根本的な解決は図れない状況にあることから、学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーが、福祉の関係機関等との連携のもと支援を行っています。 今後も、中学校区におけるスクールカウンセラーの効果的な活用に努めるとともに、学校だけでは解決が困難な事例に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察および教員OBからなる生徒指導特別指導員、必要に応じて弁護士等との連携を図りながら、チームとして支援が行えるような体制づくりを進め、一人ひとりの子どもたちが生き生きと輝くことができるよう、安心して学べる環境づくりに努めてまいります。 なお、国に対して、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置に係る平成28年度の予算措置についても、ニーズに見合った十分な補助金額の確保について要望したところです。
84	5-(6)	学びのセーフティネットの構築	P92	（主な取組内容②） 次に、高校生への奨学金の増額と貸与型の奨学金制度への移行をお願いします、昨年度、高等学校等就学支援金制度・高校生等奨学給付金制度が導入されましたが、入学料・教材費・部活のための経費等保護者負担は重く「学びたくても学べない」という状況が貧困家庭ではあります。国の問題ですが日本学生支援機構の有利子の奨学金制度については、問題が多く、給付型に移行するよう県からも国に働きかけてほしいと思います。	1	③	高校生への奨学金の貸与額については、他県の状況や、将来の返還が本人の負担とならない範囲の貸与額とすることも考慮に入れて設定しています。なお、給付型の奨学金である高等学校等奨学給付金については、国に増額要望を行ってきたところです。また、日本学生支援機構の奨学金については、文部科学省が「有利子から無利子への流れを加速」させることを目的にした平成28年度当初予算要求を行ったところであり、今後、国の動向を注視してまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
85	5-(6)	学びのセーフティネットの構築	P91,92	最後に、経済的に厳しい家庭では、育ち盛りな時期に必要な栄養のある食事を充分に取らせてあげられなかったり、病気になっても病院に連れていかなかったり。日々の生活に追われ学習面で不利な状況に置かれ、高校を中退したり、大学を諦めたりする生徒もかなりいます。そのことが、就職にも影響し生まれ育った家庭と同じように経済的に困窮する貧困の連鎖が起きています。貧困家庭に育つ子どもたちも希望を持って暮らせるような社会になるようお願いします。	1	②	子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の経済的な環境等によって左右されることのないよう、就学支援や学習支援などに取り組んでいます。今後とも関係機関との連携を図りながら、取組を進めていきます。
86	5-(6) 6-(1)	学びのセーフティネットの構築 開かれた学校づくり	P92 P94	(P92主な取組内容③、P94主な取組内容④) 学習支援の充実、地域による学習支援の体制づくりについて、土曜日の活用については「土曜授業」にこだわることなく、学校5日制の趣旨をふまえ、地域や家庭での子どもの居場所づくりを支援することを主眼に考えるべき。	7	①	ご意見をふまえ、「土曜日の授業の効果的な活用」を「土曜日の授業や土曜学習等の効果的な活用」に記述を修正しました。
87	5-(6) 6-(1)	学びのセーフティネットの構築 開かれた学校づくり	P92 P94	(P92主な取組内容③、P94主な取組内容④) 勤務校においては、月1回の土曜授業がおこなわれているが、アンケート結果から考えても、教師・生徒共に負担が大きすぎる。家庭や地域、部活動等を考慮した記述に。	2	③	土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちが少なからず存在しています。土曜授業や土曜活動など、地域の実態に応じて、土曜日が有効に活用されるよう、今後とも子どもたちの学習環境の整備に取り組んでまいります。 また、土曜授業の実施に際しては、市町等教育委員会、県立学校に対して教職員の総勤務時間が増加しないよう工夫して実施するよう周知しているところであり、引き続き、週休日に勤務した時間の振替などの適切な運用に努めてまいります。
88	6-(1)	開かれた学校づくり	P94	(主な取組内容④) 「土曜日の授業の効果的な活用についての普及に努めます」とありますが、前の文の趣旨から考えると「土曜日の効果的な活用に努めます」が適当のように思います。	1	①	ご意見をふまえ、「土曜日の授業の効果的な活用」を「土曜日の授業や土曜学習等の効果的な活用」に記述を修正しました。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
89	6-(2)	学校の特色化・魅力化	P97	（現状と課題⑤） 「少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じており、教育効果の面で課題が指摘されて」いるとあるが、小規模校のよさや小規模校ならではできること、地域住民の声などさまざまな点から検証していかなければならない。	1	③	小中学校の適正規模・適正配置等については、平成27年1月に文部科学省により「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されたところです。 県教育委員会として、この手引に基づき、市町等教育委員会に対して適切な指導、助言等を行ってまいります。
90	6-(2)	学校の特色化・魅力化	P98	（主な取組内容④） 高等学校の適正規模・適正配置について触れられているが、現行ビジョンには「今後生徒数の減少や学校を取り巻く状況の変化が大きい地域では、早い時期から地域の協議会等で広く県民の意見を聴く」ことが記載されている。引きつづき、県民の意見を聴く機会について記載してほしい。	3	②	ご意見をふまえ、最終案では「地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら」適正規模・適正配置に取り組むと記載しました。高等学校の適正規模・適正配置については、地域の協議会等における意見をお聴きしながら進めてまいります。
91	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P105	（現状と課題②） 教職員満足度調査では、5年連続で「総勤務時間」、「休暇の取りやすさ」が下位にとどまるという傾向が出ている。5年たってもこれらの満足度が改善されていない以上、「継続して…」のとりくみでは、改善は望めない。「より一層」のとりくみをおこなうことが必要である。	16	①	ご意見をふまえ、現状と課題②に総勤務時間の縮減をはじめとする取組をより一層行うことが必要である旨、記述しました。 なお、現在、各学校では、年度当初に公表する「学校経営の改革方針」等において、校長を中心に検討した取組を記載し、年間を通じ、学校全体で総勤務時間縮減に取り組んでいます。また、校長は所属教職員の勤務時間を把握し、過重労働該当者に対して指導措置を講じています。県教育委員会としては、総勤務時間縮減に係る取組事例集を配付し、学校での具体的取組を検討する際の参考としてもらうとともに、各職員向けのリーフレットを作成して啓発に努めています。 今後も、これまでの取組をより実効あるものにしていくよう努力してまいります。
92	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P105	（現状と課題②） 教職員満足度調査では、5年連続で「総勤務時間」、「休暇の取りやすさ」が下位になっているが、重要度については中程度となっている。これは、問題視し続けてきたが、一向に解決されない業務の多忙化に、半ばあきらめている教員が増えてきている現状があるのではないかと考える。 改善の声を挙げ続けていても、また、総勤務時間の縮減にむけて各校なりに取り組んだことがあったとしても、結局実りのない、変えようのない現実があることを真摯に受け止めるべきではないかと考える。業務内容および県内の学校の組織体制の抜本的な見直し、そして人材を増やすことを第一に考えた取組を行うべきではないかと考える。	2	②	各学校では、年間を通じ、学校全体で総勤務時間縮減に取り組んでいます。 県教育委員会としては、総勤務時間縮減に係る取組事例集を配付し、学校での具体的取組を検討する際の参考としてもらうとともに、各職員向けのリーフレットを作成して啓発に努めています。 今後もこれまでの取組をより実効あるものにしていくよう努力してまいります。 なお、現在制度化されている教員以外の専門職員の配置について、国の「チーム学校」等の動向を注視しながら慎重に検討していきたいと考えています。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
93	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P105	（現状と課題②） 現在の学校現場においては、「総勤務時間」、「休暇の取りやすさ」が5年続けて下位にとどまるという傾向がある。その状況を打開するするためには、より一層のとりくみが必要ではないだろうか。土曜授業の導入により、総勤務時間がさらに増えることになっている。教職員が休暇、振替がきちんと取得できるように県教委、市教委ともに措置が必要ではないだろうか。	1	①	ご意見をふまえ、現状と課題②に総勤務時間の縮減をはじめとする取組をより一層行うことが必要である旨、記述しました。 各学校では、年間を通じ、学校全体で総勤務時間縮減に取り組んでいます。県教育委員会としては、総勤務時間縮減に係る取組事例集を配付し、学校での具体的取組を検討する際の参考としてもらうとともに、各職員向けのリーフレットを作成して啓発に努めています。 週休日に勤務した時間の振替に関しては、法令に基づき適切に割り振りができるよう運用していますが、特に土曜授業の実施に際しては、市町等教育委員会、県立学校に対して、総勤務時間が増加しないよう工夫して実施するよう周知しているところであり、今後も有効な取組事例の各学校に情報共有等を通じ、適切な運用に努めてまいります。
94	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P105	（現状と課題⑦） メンタルヘルス対策は充実してきているが、それらが十分機能していない。「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」には、校長は対象者に産業医の面談を受けさせることが義務づけられているにもかかわらず、一部実施されていない実態がある。対策を充実させることはもちろん必要であるが、同時にそれらが十分機能するよう学校長がマネージメントしていくことが必要である。	4	②	校長の義務については、「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱および同要綱の運用について」により、「過重労働該当者に対して産業医による面接指導を勧奨し、職員の都合により実施できない場合には校長が面接する。」とされています。 一方職員は、自己の健康保持増進および過重労働による健康の防止に努める必要がありますが、校長から産業医による面接指導を勧奨された場合でも、かかりつけ医での受診等により自分で健康管理をしている場合には、面接指導を受けないという選択は可能です。 このことから、産業医の面接指導が必要と判断される場合にも実施されないことがありますが、特段の事情等がない限りは、要綱に基づき産業医の面接指導を受けさせていただくよう校長に依頼しているところです。 メンタルヘルスや過重労働の対策について校長が十分に理解してマネジメントしていくことは、大変重要であることから、「主な取組内容」⑦の４点目に校長・教頭などへの研修や相談を記載しており、今後もしっかりと取り組んでまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
95	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P105	「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要領」には、校長は対象者に産業医の面談を受けさせることが義務づけられているが、ほとんど申告されていない現状がある。その原因として、産業医にかかる費用が自己負担の上、受診しても「休みなさい」と本人が言われるだけで、業務を減らす実効ある対策がなんらとられないからである。仕事が減らない原因を個人に求めるうちは、いつまでたっても過重労働はなくならない。過重労働は、組織の構造的な原因によって発生している。そのことを重く受けとめ、県が早急に実効力ある対策をとるべきである。	1	②	（校長の産業医面接を受けさせる義務については94の考え方と同じです。） 産業医の面接指導の費用については、産業医の報酬に含まれているため無料です。ただし、診察となる場合には診療報酬を個人で負担していただく必要があります。 現在、各学校では、年度当初に学校外に示している「学校経営の改革方針」に校長を中心として検討した総勤務時間縮減にかかる取組について記載し、年間をとおして学校全体で取り組んでいます。また、県教育委員会では、学校での具体的取組を検討するうえでの参考として、総勤務時間縮減にかかる取組事例集やリーフレットの配布なども行ってきました。 今後もこの改善活動が、より実効あるものとして次年度の取組につながるよう、各市町等教育委員会、県立学校に依頼していきます。
96	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P106	（主な取組内容①） 「・・・事例集の効果的な活用の促進」や、校長の取組状況の把握にとどまらず、業務の縮小となる何らかの実行可能な取り組みを県教育委員会主導で行うことが必要であると思います。長期休業中の施策だけでなく、日常での具体的な施策、取り組みについて、明記することが必要であると考えます。	1	③	各学校では、年間を通じ、学校全体で総勤務時間縮減に取り組んでいます。 県教育委員会としては、総勤務時間縮減に係る取組事例集を配付し、学校での具体的取組を検討する際の参考としてもらうとともに、各職員向けのリーフレットを作成して啓発に努めています。 地域や学校の実情がさまざまであることから、全学校一律の取組を実施することには難しい一面もあり、それぞれの学校に応じて実施できるよう各市町等教育委員会、県立学校に依頼しています。
97	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P106	（主な取組内容①） 「長期休業中に休暇を取得しやすくするため…」とあるが、長期休業中だけでなく、日常のなかで休暇が取りやすい環境であるべき。長期休業中に会議や研修を設定しない期間を設けることも1つだが、時間外労働の状況を把握し、解消すること、それによって日常のなかで休暇が取りやすい環境を整えていくべきである。 また、「校長が率先して取組状況を把握するなど…」とあるが、それだけでは不十分である。方針を立て、学校全体でとりくみ、評価し、改善するというPDCAサイクルの視点を取り入れていく必要がある。	10	③	現在、各学校では、年度当初に公表する「学校経営の改革方針」等において、校長を中心に検討した取組を記載し、長期休業中だけでなく年間を通じ、学校全体で総勤務時間縮減に取り組んでいます。また、校長は所属教職員の勤務時間を把握し、過重労働該当者に対して指導措置を講じています。 また、その取組の検証をふまえ、改善を次年度の取組に反映するようPDCAサイクル活動を行っています。 今後も、この改善活動が、次年度の取組につながって、より実効あるものになるよう、各市町等教育委員会、県立学校に周知していきます。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
98	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P106	（主な取組内容②） 「調査報告・会議等の実施方法を見直すなど・・・」とあるが、昨年度は見直すなかで廃止されたものもあったが新規に実施されたものが数を上回り、全体として増加という結果であった。見直すだけでなく、廃止・縮減する必要がある。	6	③	調査報告・会議等の見直しは、平成24年度から継続して実施しており、延べ98件の廃止・縮減を行いましたが、ご指摘のとおり、昨年度は初めて新規の項目が見直した項目を上回りました。今後は、対象調査報告・会議の隔年実施や回数の減少等も視点に入れ、内容重複や必要度の低いものが少なくなったと実感できるよう取り組みます。
99	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P107	（数値目標） 時間外労働時間、休暇取得の現状値、目標値を入れるべきである。 教職員が働きやすい環境を考える上で、時間外労働時間の実態を把握することが必要であると考える。	4	③	校長は、各月ごとに教職員の時間外労働時間を把握し、過重労働該当者に対して、必要な措置を講じています。そのうえで、校長に対しては率先して総勤務時間縮減の取組を進めてもらうよう依頼しているところです。 また、「教職員が働きやすい環境づくり」における教職員満足度の成果指標については、勤務時間はもちろん、それ以外のさまざまな要素も含めた総合的な働きやすさを示す数値として掲げています。
100	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P106,107	（主な取組内容②、⑦） 教職員の業務の多忙化解消の方策として、その職場を管理する校長のマネジメントには期待できないのでしょうか？校内の業務分担のアンバランスや心の健康を害する教職員の増加についてなど、それらを解消すべき管理職の責務について、どこかでふれていただけたらと思います。	1	③	現在、各学校では、年度当初に公表する「学校経営の改革方針」等において、校長を中心に検討した取組を記載し、年間を通じ、学校全体で総勤務時間縮減に取り組んでいます。また、校長は所属教職員の勤務時間を把握し、過重労働該当者に対して指導措置を講じています。 これからも管理職、各市町等教育委員会に対して職員の健康管理に対する管理職の責務について周知していきます。
101	6-(4)	教職員が働きやすい環境づくり	P106	（主な取組内容） ①～④の取組が挙げられているが，具体性に乏しく効果がほとんど見られない。 現場の校長や教職員で簡素化できることには限りがある。県が具体的なとりくみをおこなうことが必要である。	1	③	各学校では、年間を通じ、学校全体で総勤務時間縮減に取り組んでいます。 県教育委員会としては、総勤務時間縮減に係る取組事例集を配付し、学校での具体的取組を検討する際の参考としてもらうとともに、各職員向けのリーフレットを作成して啓発に努めています。今後もこれまでの取組をより実効あるものにしていくよう努力してまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
102	6-(5)	学校施設の充実	P110	（数値目標） 「県立学校の身体障がい者等対応エレベーター設置率」は現行ビジョンでは2011年現状値42.9%、4年後の目標値を60%と設定している。障害者への合理的配慮がさけばれるなか、現状値（平成27年度）が56.8%で目標値が59.2%となっているが、4年間で2.4%の整備がはたして適当なものか。設備の普及実現を見通したうえで、目標値をもっと高く設定すべきである。	3	④	県立学校施設につきましては、三重県立子ども心身発達医療センター併設の「かがやき特別支援学校」、「松阪地域特別支援学校（仮称）」および「特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）」の整備に平成29年度まで取り組み、その後、平成30年度から平成31年度にかけては、屋内運動場等の天井等落下防止対策に注力するため、エレベーターの整備は、3校の整備にとどまります。 なお、身体に障がいを持つ生徒が新たに入学する場合は、学校と協議のうえ、学校生活に支障がないよう対応していきます。
103	7-(1)	家庭の教育力の向上	P111,112	（主な取組内容⑤） 待機児童を減らし，女性の就労を促すことが盛んに言われています。しかしこれは、女性が安心して生き生きと活躍できる場でなければ、子どもの幸せにつながりません。そのためには、男性の意識改革や企業等に男性の育児参画推進を働きかけることが必要と考えます。	1	①	男性の育児参画についての機運を高めるため、ステキな育児をしている男性等を表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー」の実施や企業と連携して「みえの育児男子アドバイザー」を養成し、男性の育児参画と仕事の両立を大切にする風土づくりに取り組むなど、「みえの育児男子プロジェクト」を進めています。 ご意見をふまえ、主な取組内容②に男性の育児参画にかかる記述を追加しました。
104	7-(2)	社会教育の推進と地域の教育力の向上	P115	（主な取組内容①） 「社会教育に携わる多様な主体が情報効果・情報共有できる場の提供・・・」とあるが、PTA、子ども会、ボランティア団体などは、各々仕事の合間、休日を使って活動しています。代表者が集まるにしてもかなりの負担になることを考慮して下さい。	1	③	ご指摘のとおり、お仕事の合間に活動されている団体等の皆様の負担をふまえ、ご参加いただく皆様のご意見を考慮し、参加しやすい日時や会場を検討して、進めてまいります。
105	重点	重点取組	P119	学力や体力の向上は確かに大切だと思いますが、全国的な状況やここ数か月の報道を見ると、「心の教育の推進」や「地域に開かれ輝く学校づくり」（家庭・地域との連携）が喫緊の課題のようにも感じます。	1	②	次期教育ビジョンでは、子どもたちの可能性を引き出すために優先度の高い課題や、10年先を見据え、今、手を打っておくべき課題を「重点取組」として掲げています。学力や体力向上をはじめ、「心の教育の推進」や「地域に開かれ輝く学校づくり」についても優先度の高い課題として捉え、取り組んでいきます。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
106	重点（1）	学力の向上	P126	（数値目標） 「学力調査」の結果を目標値としているが、三重県がとらえる「学力」を評価・分析する指標としてふさわしくない。「学力調査」を活用するとした場合でも、平均はあくまでも平均であり、このような相対的な指標を設けることは、「人より上であることがよい」というメッセージを子どもたちに送ることになるのではないか。	5	①	全国学力・学習状況調査により測定できるは、学力の一部分であり、学校における教育活動の一側面であるとされていますが、調査における各教科の平均正答率は、学力の実態を示す客観的なデータであること、県民の皆様にとってもわかりやすいことに加え、子どもたちにとっても、学力の向上が「やればできる」という思いとともに、自尊感情の向上につながることから指標としました。 全国学力・学習状況調査は、子どもたち一人ひとりの課題を把握し授業改善に結びつけることにより、「わかる授業」や「個に応じた指導」につなげるためのものです。また、教科に関する調査だけでなく、児童生徒質問紙調査および学校質問紙調査の結果とを関連させてみることにより、子どもたちの学力および学習の状況、生活習慣等を客観的・総合的にとらえることが重要であると考えています。 ご意見をふまえ、全国学力・学習状況調査の目的や結果の取扱いに関する配慮事項について、記述しました。 なお、平均正答率は年度によって変動があることから、全国平均との比較を指標としました。
107	重点（1）	学力の向上	P125	取組の背景から全国学力・学習状況調査の結果を問題視していることが読み取れるが、主な取組を行っていった結果、学力調査の結果云々のみで「三重の学力」の判断をする可能性が非常に高い。また、授業改善の必要性は十分に理解できるが、３点セットが果たして授業改善に確実に生かされているのか、また、それらに取り組む子どもたちに「学ぶ喜び」が感じられるのか疑問に思う。（目の前の子どもたちからは、「させられ感」が非常に強く伝わってくる・・・。）点数重視、結果重視の時代になり、例えば、平均より上であることが人より上であることとして錯覚してしまう子どもや親は、すでに増えつつあるのはないかと感じる。	1	③	すべての教育活動は学習指導要領に基づいて行われるべきものであり、全国学力・学習状況調査は学習指導要領がめざす、子どもたちが将来に向けて身につけるべき力を具体的に示すメッセージとなっています。そのため、全国学力・学習状況調査の実施およびその活用は、これらの力を育む授業づくりのために有効であると考えています。 また、３点セットを効果的に活用することにより、子どもたちの状況をきめ細かく把握し、「わかる授業」のための組織的かつ継続的なPDCAサイクルを確立します。わからなかったことがわかったと実感できる機会を増やすことにより、子どもたち一人ひとりの達成感に結びつけ、自尊感情の育成につながるものと考えます。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
108	重点（1）	学力の向上	P126	（全体指標） 「学力調査」の結果を目標値としているが、その「学力調査」がどこまで実効性のあるものか疑わしい。 小・中学校「学力調査」で優秀な福井県や山形県では大学入試センター試験での平均点は、三重県平均より下である。センター試験受験者の学力層に県によって大差があるはずもなく、小・中学校での「学力調査」がその後に結びついていないことの証左である。	1	④	今後の社会においては、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜いていくための力が求められており、教育はこうした要請に応えていく責務があります。このため、「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」を育んでいかなければいけません。 全国学力・学習状況調査は、このような学習指導要領がめざす、子どもたちが将来に向けて身につけるべき力を具体的に示すメッセージとなっており、小学校・中学校それぞれの段階でも、これらの力を育む授業づくりが大切であると考えています。
109	重点（1）	学力の向上	P126	（主な取組内容（3）①②） 学力向上に、読書推進が言及されていることはうれしく思います。学校図書館を活用した授業について、具体的であることもわかりやすい。 しかし、①の文章からは、「読書」の授業のようにもうけとれます。むしろ、「学校図書館を活用した授業」はアクティブ・ラーニングに結びつけてとらえたほうがよいように思われます。特に、「ビブリオバトル」だけが特筆されていることに違和感を感じます。読書啓発の方法としてはさまざまあることを考えると、せめて「など」としてほしい。	1	①	「学校図書館を活用した授業」は「読書の時間」だけでなく、「アクティブ・ラーニング」の重要性をふまえて調べ学習等も含んでいます。また、②についてはご意見をふまえ、「ビブリオバトル等」と修正し、さまざまな手法を活用した読書活動の推進を図ります。
110	重点（5）	特別支援教育の推進	P137	（取組の背景） 「特別な支援を必要としている子どもたちが増加している」となっているが、それは違う。今まで学校現場で気つけていなくて、社会に出たり、大人になって再発見されているだけである。誤解を生む表現であり、適切な表現に再考されたい。健常者の上から目線を感じる。	1	③	学校において実際に支援を行っている子どもや、支援が必要であると考えられる子どもが増加していることを記述しています。このような背景をふまえて、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。
111	重点（5）	特別支援教育の推進	P137	（主な取組内容（1）①） 甲賀市の取組からパーソナルカルテが広がった経緯をふまえ、市町や保護者に対し、パーソナルカルテの存在と意義をしっかり伝える必要がある。パーソナルカルテの啓発について、記述すべきである。	1	③	パーソナルカルテがより一層活用されるためには、市町の担当者や教員がパーソナルカルテの意義を理解し、特別な支援を必要とする子どもの保護者に対する周知や積極的な働きかけを行うべきであると考えていますので、ご意見も参考にしながら、関係機関への周知や啓発に努めてまいります。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
112	重点(5)	特別支援教育の推進	P137	（主な取組内容（1）②） CLMを理解している保育士、小学校の教員はどれほどいるのか。教育委員会が理解していないと、「途切れのない支援」はうまくいかない。CLMの啓発が重要である。	1	③	CLMと個別の指導計画の幼稚園・保育所等への導入促進と、CLMを含む就学前の支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めることについて、主な取組内容に記述しています。小学校では、就学前の支援情報の活用にあたり、CLMについての理解も必要ですので、ご意見を参考にしながら、小学校の教員への理解啓発に努めてまいります。
113	重点(5)	特別支援教育の推進	P137	（主な取組内容（1）③） 新しいセンターについて、南北に長い三重県の状況を無視している。津の一校集中である。	1	②	三重県立子ども心身発達医療センターに併設する「かがやき特別支援学校」は、同センターまたは隣接する国立病院機構三重病院に入院して治療を受ける子どものための学校として、県内全域から児童生徒を受け入れます。また、「かがやき特別支援学校」については、医療機関との連携や、県内の特別支援学校が広域的に連携して行う支援体制について具体的に検討を進めております。
114	重点(5)	特別支援教育の推進	P137	（主な取組内容（2）①） キャリア教育は当然必要である。特別支援学校内でも、初等部、中等部と高等部に教員の意識の差があり、学校内ですら「途切れている」のではないか。	1	②	特別支援学校において計画的・組織的にキャリア教育を進めるために、学校ごとにキャリア教育プログラムを作成し、プログラムを活用した授業改善や教育課程の見直しを進めてまいります。
115	重点(5)	特別支援教育の推進	P138	（主な取組内容（2）②） 「提案型の職場開拓」について意味がわからない。分かるような表現をしてほしい。	1	①	特別支援学校高等部の生徒に対して、職業適性アセスメント等の活用により生徒本人の適性と職業のマッチングを図り、生徒の職業適性に応じた業務内容を支援方法と共に企業に提案する職場開拓を進めています。ご意見をふまえ、より分かりやすい表現に修正しました。
116	重点(5)	特別支援教育の推進	P138	（主な取組内容（2）③） 定着支援について、障害者が働きつづけるには、支援がしっかりしているだけではムリである。「働くよろこび」と「余暇をもっているか」ということが大切である。また、障害者の離職率について、県はデータをもっているのか。	1	③	特別支援学校を卒業した生徒が同じ職場で働き続けられるよう、関係機関と情報共有を図り支援することについて記述しています。「働く喜び」や「余暇」は大切な視点であり、留意しながら、キャリア教育を進めてまいります。なお、都道府県別の障がい者の離職率の統計データはありません。

番号	該当箇所（最終案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
117	重点(5)	特別支援教育の推進	P138	(主な取組内容(2)④) 子どもたちの卒業後の地域生活の移行について、文書の引きつぎは当然だが、その文書を見る力量が必要である。大切なのは、その子を双方が見て対話をすることであり、「協働」を実現することである。	1	②	特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒が、卒業後の地域生活へ円滑に移行するために、地域の医療、福祉、労働等関係機関と連携して取り組むことと、そのための具体的なツールとして、個別の移行支援計画等を活用することについて記述しています。個別の移行支援計画等を充実させ、地域生活への円滑な移行を支援してまいります。
118	重点(5)	特別支援教育の推進	P138	(主な取組内容(3)①) 玉城わかば学園のマンモス化が続くなか、松阪地域特別支援学校はいつできるのか。	1	⑤	松阪地域特別支援学校(仮称)の整備については、平成29年度中の施設完成、平成30年4月の開校をめざしています。
119	重点(5)	特別支援教育の推進	P138	(数値目標・全体指標) 離職率を数値目標に挙げるべきである。離職率をどう減らすかに取り組まないのか。合理的配慮をしないことになるのではないか。	1	③	特別支援教育の成果を象徴的に表すものとして、特別支援学校高等部卒業生の就職率を全体指標としています。離職者を減らすことについては、特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒が、卒業後に同じ職場で働き続けられるよう、関係機関と情報共有を図り支援することを本文に記述しています。
120	重点(5)	特別支援教育の推進	P138	(数値目標・個別指標) パーソナルカルテの活用に意識の低い市町もある。パーソナルカルテ100%は達成可能なのか。	1	②	特別支援学級で学ぶ子どもについては、パーソナルカルテを活用できる場面が多くありますので、担任や特別支援教育コーディネーター、市町等の相談担当者が積極的に保護者への周知や働きかけを行うべきであると考えており、個別指標としています。パーソナルカルテがより一層活用されるよう、市町等教育委員会と連携して取り組んでまいります。